

第一百十四回

参議院大蔵委員会議録第六号

(七五)

平成元年四月五日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十九日

辞任

永野

茂門君

宮崎

秀樹君

守住

有信君

三月三十日

辞任

坂元

親男君

永田

良雄君

吉川

芳男君

杏脱タケ子君

三月三十一日

辞任

坂元

親男君

永田

良雄君

吉川

芳男君

杏脱タケ子君

三月三十一日

辞任

工藤

万砂美君

中野

鉄造君

坂元

親男君

坪井

一字君

和田

教美君

中村

太郎君

鈴木

和美君

本岡

昭次君

山本

正和君

坂元

親男君

中村

久世

公堯君

山本

富雄君

四月五日

辞任

坂元

親男君

中村

太郎君

鈴木

和美君

本岡

昭次君

山本

正和君

政府委員

事務局官房審議会

糸田 省吾君

運輸省港湾局長

奥山 文雄君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

斎藤 文夫君

梶原 清君

井上 裕君

大河原 太一郎君

大浜 方榮君

梶木 又三君

河本 嘉久藏君

久世 公堯君

斎藤 栄三郎君

陣内 孝雄君

二木 秀夫君

松浦 孝治君

丸谷 金保君

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房総務審議官

厚生大臣官房老人保健福祉部長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省年金局長

社会保険厅運営部長

兼内閣審議官

農林水産大臣官房長官

農林水産省農業園芸局長

林野庁長官

通商産業省機械情報産業局次長

中小企業局次長

運輸省地域交通局長

運輸省航空局長

建設大臣官房長

建設省都市局長

自治大臣官房総務審議官

自治大臣官房選舉部長

議官

自治大臣官房選舉議會

の見直しを行い、経費の節減合理化を図るとともに、限られた財源を重点的、効率的に配分するよう努めたところであります。

国の補助金等につきましては、累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、昭和六十一年度の国庫負担金等の臨時特例等に関する法律により、補助率等に係る暫定措置を講ずるなど、これまでもその整理合理化を推進してきたところであります。

平成元年度予算の編成に当たりましては、これらの暫定措置の期間が昭和六十三年度末に終了することに伴い、改めて一體的、総合的な見直しを行い、補助率等につき所要の措置を定めることとし、また厚生年金の国庫負担金の繰り入れ等につきましても、引き続き所要の特例措置を講ずることとしたところであります。

本法律案は、以上申し述べましたように、昭和六十一年度の国庫負担金等の臨時特例等に関する法律により措置が講じられてきた事項について、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国及び地方の財政関係の安定化に資するため、所要の立法措置を定めるものであります。以下、この法律案の内容について申し上げます。

第一に、昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について、まず、生活保護、措置費等に係る補助率等を定める改正を行ふこととし、さらに、義務教育費国庫負担金のうち共済長期給付、恩給等に係る補助率等の取り扱いを定めることとしております。また、公共事業等については、平成二年度までの暫定措置として、昭和六十三年度に適用されている補助率等を適用することとしております。これらの措置は、四十四本の法律にわたっております。なお、今回の補助率等の見直しに伴い、別途、地方交付税法の改正によりたばこ税を地方交付税の対象とするほか、地方公共団体の事務事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

第二に、厚生保険特別会計法等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れを規定してある三法律について、繰り入れの特例を定めるとしております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

過しましたので、衆議院におきまして「公報の日」に修正されておりましたので、御報告いたしま

す。

○委員長(梶原清君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○九谷金保君

まず、法案の質疑に入る前にはつきりさせておきたいと思いますのは、この法案がなぜ日切れ法案なのかということです。

私も、地方において現実に地方行政の執行をやつてきた立場から考えますと、この法案をこれはどう急いで、ぎりぎり上げてもらわなくてはならない理由に非常に苦しむのでございます。

今までの論議の中で、暫定予算を組んでいて、暫定予算が長期にわたるからそれにある程度の事業費を組み込まざるを得なかつたし、そういう関係もあるので日切れ法案として暫定予算と同時に上げてもらわなきやならないというものが今までの答弁でございました。

そうであるならば、この法案に提案されておる補助金カット及び増額その他の、この法律の中のどの分が暫定予算と関連するのか。そして、暫定予算と関連する分だけを日切れ法案として急いで審議していただきたいというのが私は筋だと思うのです。

論はいさかか難に過ぎないか。提案する側としては、この機会に面倒だから一緒に全部やつてしまえ、こういう考え方がなきにしもあらずという感がいたします。

一体この法案の中で、既に議決されております暫定予算に関連する補助金の項目はどれとどちらですか、はつきりしていただきたい。

○政府委員(篠沢恭助君) 本法案の成立がおくれます場合に、政府といたしまして、この法案に関連する補助金につきまして国会で御審議を受けておるという状態になるわけでございますので、その段階でもうもろ交付決定を行うことは困難でございまして、法案が成立するまでの間は交付決定を見送らざるを得ないということになるわけでございます。

まず公共事業でございますが、公共事業は、この法案にもあるる関連する事業につきまして執行を行ひ得ず、とりわけ雪積寒冷地等に悪影響を及ぼす影響がある、こういうふうに考えられたわけでございます。それから非公共事業につきましては、場合によりまして地方公共団体にいわば立てかえ払い的にお願いをするということは不可能ではないと思いますが、地方公共団体の資金繰りに影響を及ぼすおそれがあるという事態が生ずることに相なります。政府としては、こうした事態に立ち至ることのないよう、本法案のできる限り早期の成立をお願いしたところでございます。

ただいま御指摘のように、本年度の場合は特に五十日という長期間の暫定予算の編成を儀なくされたに至ったわけでございますが、御承知のとおり暫定予算にはその性格上、法案関連の経費についてはその法案が日切れ処理をなされません限りは計上し得ないものと考えておりますため、本法案についてもそのような御処理をいただけない場合、関連経費を暫定予算に計上し得ないと

背景もあったわけございまして、こうした事情を踏まえまして、本法案についていわゆる日切れ処理を行つていただけたことになったものと承知をしておるわけでございます。

○政府委員(篠沢恭助君) 本法案の一刻も速やかなる御成立をお願いをしておるわけでございます。

経費の中身ということでございますが、ただいま概説的に申し上げましたが、公共事業全般に執行を開始する必要があるということと、それから非公共事業は、当然、生活保護、措置費を始めとして四月からの支出がございます。また、義務教育費国庫負担金についても、教員給与の支払いに応じまして、やはりこの長期給付でございますとかるもの共済恩給関係の経費の支出も必要になりますということでございます。

○丸谷金保君 公共事業について、この法案が通らないと国側の交付決定、補助の交付決定がおくられるといういまお話をありました。私の経験では、補助金の交付決定を四月早々にいただいたとございまして、法案が成立するまでの間は交付決定がそんなに早くなさることがありますか。

○政府委員(篠沢恭助君) この暫定予算に組まれております公共事業費は、年間全体の四分の一程度、積雪寒冷地については三分の一を計上しておりますわけでございますが……

○丸谷金保君 わかつておる。そんなことを聞いておるのじやないんだよ。

○政府委員(篠沢恭助君) はい。これらにつきましては暫定予算に既に組まれており、本法案の成立を待ちまして直ちに実施計画、内示、それらの手続に入ります。

○丸谷金保君 地方自治体の実施計画はそういうことでなくて、それぞれの部署でどんどん計画を進めていくのです。その計画を出してそれにに対するオーダーが出て、今あなたが言われるよう補助金の交付決定をするまでには随分時間がかかるんだよ。ですから補助金の交付決定を急ぐからこの法案を急ぐのだというあなたのその理由は成り立たないということを言つておるのだ。私が今聞いているのは、四月早々に補助金の交付決定をするという公共事業、どういうのがあるのですかと聞いている。

が、内部的な予定といったしましては法案の成立し次第、その成立の日に地方に対する内示を行いたいというふうに手続を進めております。そして、交付決定は政令公布を必要としますので数日おくれて交付決定をいたしますが、大きくそれにおくられるといふようなことはございません。

○政府委員(篠沢恭助君) 公共事業の補助金の交付決定というものは、そんなんに早くできますかと聞いているのですよ。あなたが今公共事業の交付決定と言つたから、そんなんに早く交付決定をするのですか。

○政府委員(篠沢恭助君) 公共事業と暫定予算の関係でござりますが、暫定予算は事柄の性質上、新規箇所づけの公共事業分は盛り込まない。先ほど申しましたように全体の四分の一、積寒地については三分の一としておりますが、新規箇所づけは盛り込まないということでござります。

したがいまして、継続事業につきまして、いわ

ば全くの新規事業であるということでないものにつきまして、ぜひこの暫定期間中に進めさせていただきたいたいわけでござります。そういうことでそれが全部暫定期間に盛り込まれておりますし、内示行為、交付決定を速やかに行う、こういうことにしておるわけでござりますので、御理解を賜りたいと思います。

○丸谷金保君 継続事業については、指令前着手願というのでこの法案に関係なく地方自治体は作業をやることができるのですよ。そういう方法があるのです。だから、何でもこの法案を通さなきやならぬという理由はないのですよ。どうなのですか。

○政府委員(篠沢恭助君) 継続事業といえどもこれを新年度におきまして早々に着工いたしますためには、その根拠となります補助制度、特に今回の場合は、ござりますと補助率でございますが、これが確定しておることが必要である。こういうよううに考えておるわけでござりますので、御理解を賜りたいと存ります。

いて、あなたのどうも答弁、ちょっとよくあなた
わかつてないのじやないの、地方自治法。いい
ですか、制度はあるのだよ、補助制度が。あるも
のについて率を変えるというだけなんだから、そ
れを制度ができるないと補助ができるないからなん
て、そんなばかなことない。だから、制度がある
ので、補助率だけの問題であれば、○・五%上が
るとか下がるとかいろいろなことあっても、それは
自治体の長は自分の判断で、この法律が通る通ら
ないにかかわらず、それぞれ自治省の方の行政指
導その他を受けながら、大体こういう補助率でも
って見ておきましょうということで、もう既に三
月三十日までに自治体の方の予算が通つていれ
ば、長がその気になれば、制度が変わるわけであ
るのだから指令前着手ができるのですよ。あなた
の言うように新たにこの制度をつくらなかつたら
だめなんだなんていう問題一つもないのじやない
ですか。あなたよくわかつてないのじやないの
かな。

ので、補助率だけの問題であれば、〇・五%上がるとか下がるとかいろいろなことあつても、それは自治体の長は自分の判断で、この法律が通る通らないにかかわらず、それぞれ自治省の方の行政指導その他を受けながら、大体こういう補助率でもって見ておきましょうということで、もう既に三月三十一日までに自治体の方の予算が通つていれば、長がその気になれば、制度が変わつたからだめなんだなんていう問題一つもないのじやないですか。あなたよくわかつてないのじやないのかな。

○政府委員(篠沢恭助君) 平成元年度予算におきましては、ただいまお願ひをしております法案による扱いといわば公共事業の補助率を定め、その補助率に基づく公共事業を計上しておるわけでございます。そして、その平成元年度予算と整合性のとれた、平成元年度予算のいわば五十日分といいますかその一部、公共事業でござりますとその四分の一、三分の一というようなものを暫定予算に組むというふうにさせていただいておるわけでござりますので、したがいまして、平成元年度予算、暫定予算をしてこの法案というのが一体となっておるということを御理解賜りたいと思うわけでござります。

今答弁ミスっているけど、制度をつくるのじゃなければ、補助制度はちゃんとあるものなんだから、それでやつていくことに不思議はないのです。予算が〇・五%多い少ないとか、そういう見積もりは工事ができた段階での調整なのですよ。入札ですから予算とのおりに決まるとも限らないのだから。そうするとそれは長の判断で行うことであつて、地方自治体が困るからこれは日切れ法案なのだという理由は通らない。第一そういう点においては、同じ補助事業でも、あるいは補助金の交付でも、本来、国の機関委任事務もありますね、それから公共事業のようにその地方の振興のための振興策としての補助金と、二つありますよね。そうすると、機関委任事務の場合は、これどうあらうと国は出さなきゃならない。だから、教員の給与の問題とかなんとか、出さなきゃならない義務は國の方にあるのであって、それを出さなきゃ自治体困るというのは逆転なんです。ですから、この種のあれは國の都合によつて日切れ法案としてどうしても必要なのだというのは、暫定予算組んでいるからなんです。暫定予算を組まなきゃならないような政治的な責任論を地方が困るからと、いうことにすりかえているのがこの法案の一つの隠しどころだと思うのですよ、地方側から言えば。それは地方の自治体からたくさん電報とかいろいろなものが来ますよ。地方から電話がかかつてきて、これこれに電報を打つてくれと言つたらみんな出しますよ。しかし、だからといってそれが本来地方の意思だということではないので、地方自治体側から言わせると日切れ法案でなきやどうしてもならないという理由はないのです。國の方から言うと、今あなたが言つたように、暫定予算を組んでいる関係上しかじかというものが出てゐます。そのところを明確にしておいていただきたい。大臣どうですか。これはあくまで國の都合ですよ。提案しているのは大蔵大臣か、大蔵大臣どうですか。國の方では困るといふことなんでしょう。

ないのだから。そうするとそれは長の判断で行うことであって、地方自治体が困るからこれは日切れ法的なだという理由は通らない。第一そういう点においては、同じ補助事業でも、あるいは補助金の交付でも、本来、国の機関委任事務もありますね、それから公共事業のようにその地方の振興のための振興策としての補助金と、二つありますよね。そうすると、機関委任事務の場合は、これどうあらうと国は出さなきやならない。だから、教員の給与の問題とかなんとか、出さなきやならない義務は國の方にあるのであって、それを出さなきや自治体困るというのは逆転なんです。ですから、この種のあれは國の都合によって日切れ法案としてどうしても必要なのだというのは、暫定予算組んでいるからなんです。暫定予算を組まなきやならないような政治的な責任論を地方が困るからと、いうことにすりかえてるのがこの法案の一つの隠しどころだと思うのですよ、地方側から言えど。それは地方の自治体からたくさん電報とかいろんなものが来ますよ。地方から電話がかかってきて、これこれに電報を打ってくれと言つたらみんな出しますよ。しかし、だからといってそれが本来地方の意思だということではないので、地方自治体側から言わせると日切れ法案でないきやどうしてもならないという理由はないのです。國の方から言うと、今あなたが言つたよう

発注できる体制を早く整えた方がよろしいと思われでございます。その場合に補助率が今度改定になることはわかつておるわけでございますので、その点をはつきりさせておくと、そのことを実施する側ではそのつもりでやるわけでござりますから、そのことはそれだけの必要性がある、このように思つておるところでございます。

○丸谷金保君 今大蔵大臣言われたように、大体四月中から執行するということはないのですから、準備なんですよ。だから、これも日切れで三月三十一日までにどうしても上げるのじゃなくて、四月中くらいの、二十日くらいまでじっくり時間をかけて論議してもいい法案だということを私は言つてるので、まさに大臣言われたような執行、早くそりゃうことです。準備して五月に入つて工事に着手するなんというのをもう一番早い方です。なかなかそれだけ、今までそのころまでに補助金の交付決定なんてないですよ。五月ころにやるうと思つたら大体指令前着手で早くさしてくれといふことでもやるのが当たり前なんで、そのことを考へた場合に、今回のようにこれがたがたと論議をする。本来は特別委員会でやり、総理も来て答弁をするといふうな時間もあったのに、いつの間にかざるする。今回これ日切れ法案で各党了解したんですからいいですけれども、これが前例にならぬよう、この法案については審議せざるを得ませんけれども、去年もやつたのだからことしも日切れだなんていって、来年度からそういうことが前例にならないように、これは自治大臣ひとつしつかり考へておいていただきたいと思います。論議しなきやならぬ問題はたくさんあるのですから、これには。

○国務大臣(坂野重信君) 丸谷委員のおつしやることはわからぬわけでもありませんが、例えば公共事業なんかの場合、これは各省庁にわたりますけれども、補助率決定しないと箇所決定ができないわけです。県に通知できないわけですから県も準備ができない。おっしゃるよう、四月早々には新規事業すぐには発注できぬかもしれませんけれども

る、このよう思つておるところでござります。
○丸谷金保君 今大蔵大臣言われたように、大体
四月中から執行するということはないのですか
ら、準備なんですよ。だから、これも日切れで三
月三十一日までにどうしても上げるのじゃなく
て、四月中くらいの、二十日くらいまでじつくり
時間をかけて論議してもいい法案だということを
私は言つてるので、まさに大臣言われたような
執行、早くそないうことです。準備して五月に
入つて工事に着手するなんというのはもう一番早
い方です。なかなかそれだけ、今までそのころ
までに補助金の交付決定なんてないです。五月
ころにやろうと思つたら大体指令前着手で早くさ
してくれということやるのが当たり前なんで、
そのことを考へた場合に、今回のようにこれがた
がたと論議をする。本来は特別委員会でやり、總
理も来て答弁をするというふうな時間もあったの
に、いつの間にかずるずると。今回これ日切れ法
案で各党了解したんだですからいいですけれども、
これが前例にならぬよう、この法案については
審議せざるを得ませんけれども、去年もやつたの
だからことしも日切れだなんていつて、来年度が
らそういうことが前例にならないように、これは
自治大臣ひつかり考えておいていただきた
いと思います。論議しなきやならぬ問題はたくさん
あるのですから、これには。

も、継続の方はいいけれども新規の事業等については補助率が決まらないと箇所決定できない。それはよく御承知のとおりでございますから。先生のおっしゃることも部分的には私も了解できる面もござりますから、その辺また踏まえて今後考え

でいきたいと思つております。
○丸谷金保君 ちょっとと自治大臣、今こちらの答
弁では暫定予算には新規入ってない、ということです
よ。だから、大臣言うように、新規の箇所決定が
できないというのはこれに關係ないのです、入っ
てないのですから。継続だけなんですね。そこの
ところは大臣ちょっと勘違いしておられるので、
まあいいです。いいですかれども、それは遠いま
す。継続だけなのです。大臣の言うように箇所決
定できないということはない、ということも申し上
げて、この問題はそれじゃ大臣、そういう点ひと
つ十分考えておいていただきたいということであ
りに進ませていただきたいと思います。

○國務大臣(村山達雄君)　國の財政が厳しいのか、嚴しくないかという認識の問題だと思いますが、我々はかつてないほど厳しい、こう思つております。事情というのがどこかへ行つちゃつてゐるのだ。なくなつちやつた。これどういうわけなのですか。

御案内のように、なるほどフローで見た特例公債の発行というのは平成二年度脱却できるかもしれないという見通しがついたことは非常にあります。でも、もう世界一でございます。そして、その公債費は実に二〇%近く歳出予算の中に占めている状況でございます。これも世界にもうほとんどございません。

しかし、よくよく見ますと、一つは公債残高が国で百六十一兆円ありました。これは大変なものでございまして、GNPに対する比率でいいましても、もう世界一でございます。そして、その公債費は実に二〇%近く歳出予算の中に占めている状況でござります。これも世界にもうほとんどございません。

そのほかに、ここまで持つてくるまでにはいろいろ

つをして始まつた法案なのです。当然これは今までもそれぞれの委員会で出ていると思いますが、地方の側は当然これは一年限りのものだ、次の年も大変だったから、あと三年と。しかし自治省と大蔵省との話し合いの中身を克明に読むと、さすがに大蔵省の方は言質をとられるような約束をしてないのですよ。どちらにもとれる。そうしますと、私はこの問題につきましてはやはり最初の、国の財政が非常に厳しいということで痛み分けをしてくれというところに戻ると思うのです。その判断なんですが、消費税まで入れたことしの一七・五%ですか、この大幅な予算の伸び率を

見、黒字額も相当見込めるというふうなこの段階で、六十年当時のようないいは六十一年当時のような国財政が非常に厳しいということはなくなつたのぢやないですか。なくなつたというより、少なくとも六十三年のあの行革審の中ではそ

しても、また衆議院の大蔵委員会におきましても、脱却後それでいいなどと思うな、今後一体これだけの財政をどのようにして立て直すのか、財政再建の目標を早く立てろ、こういう御注文をちら

うだいしたとしておるのでござります。
今、税収の話がございました。今、好調じないかと、こういうお話をございます。確かに今非常に好調でございますけれども、こういう状況がいつまでも続くわけではないということは、我々は長年の間経済を見てまいりました。そして、毎年毎年税収の見込みを立てておりますけれども、あるときには予算をオーバーすることもございまが、歳入欠陥を出したこともたくさんあるわけでございます。そういうことを考えますと、今のような税収がいつまでも続くという保証はないわけですが、歳入欠陥を出したこともたくさんあるわけですから、やはり国民の税金を本当に効率的に使うという立場の財政当局としては、しつかりとした効率的に使うような仕組み、そういうものを考えていかなければならぬことは当然だらうと思うわけでございます。

○九谷金保君 委員長にお願いしますけれども、この間から大蔵大臣の御答弁を聞いておりますと

実に親切なのです。親切で、こちらの質問を長々延ばして御答弁なさっている。これは大変御親切なことなんですが、時間の制約があるので、余り質問から離れた御講義に及んだときには委員長の方でひとつ注意をしていただきたい。これをお願いしておきます。それでないと、とても大蔵大臣に質問したら時間食っちゃうから大蔵大臣の質問をやめようということにならざるを得ない。それで、簡単にひとつ御答弁願います。

一月二十日の閣議了解、それから六十三年六月の行革審、こことのころでいつの間にかそれが消えちゃった。国の厳しい財政事情という文言がなくなって、そして今度は「国・地方の財政事情、国と地方の機能分担・費用負担のあり方」を検討する

るというふうに変わってきたのです。それで大蔵大臣、なぜ国の厳しい財政事情という文言が抜けたのか、このところだけひとつ一分くらいでお願いします。

○國務大臣(村山達雄君) そのことはもう当然當然認識としてある、こういうふうに思つております。

○丸谷金保君 そのとおりだと思う。というのは、先ほど大臣からお話をありましたような百六十九兆の国債残高、それからきょうの新聞でも、年金繰り延べをやってないのが二十何兆円あるというふうな別な形での財政の圧迫というものが国の財政を非常に、そこにこそ地方にもまだ痛み分けをしてもらわなければならぬのじゃないかといふ理由があると思うのです。ところが、こういうことを五年間やつて、約五兆円ほど地方がかぶったものですから、地方も楽でなくなってきた。地方の債務その他の残高が六十兆を超えるというふうに国もそういう苦しい状況はなお引き続いているからぬけれども、地方は六十年度以降に比べて非常に苦しくなってきておる、こういう事情もあるわけです。

なくもおつしやったように、百六十兆円の国债残高の財政に及ぼす影響、これこそが補助金カットをさらにまた地方に押しつけなければならない理由であり、同時に、消費税を必要とした理由でもあるのじやないかと思うのです。二十一世紀に入ると老齢年金者が非常にふえて、そのため大変になるから今にして間接税を入れておかなきゃならない、こういうことを言っておりますけれども、実際は国债残高その他の財政に及ぼす圧力でいうものこそ消費税導入を必要とした最大の今の時点における理由でなかつたかと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(村山達雄君) 消費税導入の理由につきましては、簡単に申し上げますと、今の間接税、個別間接税の持つております矛盾、今世界先進国でこんなものをやっているものはありますまへん。したがいまして、その持つ矛盾を解決する

とともに、税体系そのものの公平化を図ろうとしているところでございます。所得・消費・資産に負担を適正に課分した方がよろしいということでおございまして、今度の税制改正のフレームでもおわかれりのよう、二兆六千億のネット減税でござります。しかも、所得税のウエートを減らしておりますことですから、普通の経済でありますれば当然税率構造全体からいって改正前の方が余計収入が入ることはもう明らかでございます。

したがって、そういう問題ではなくて、やはり税体系の公平化、間接税の持つておる矛盾、これを解決しようというものでございまして、おつしやるような意味ではございません。

が、三月三十一日の日経の夕刊に「サルマネ消費税」というのがあるのです。外国もやつていいからという、これはもう随分今までたくさん聞きました。外国がやってるからと。これに対しても、ここではこういうふうに言つてはいる。よくこのれ聞いてください。非常に言い得て妙だなと思ひて、私はこれ感心してとつておいたのです。「西欧諸国が消費税に似た税を導入したのは何もそれが理想的だからではなく、ほかに方法がなかつたからである。歐米人たちは皆この方法がめんどくさいで、非能率的で悪用されやすいことくらいよく分かつている。しかし彼らは、削りたくても削れない

い膨大な社会福祉や軍事支出をかかえており、ほかの税収入もすでに全部使い果たし、行き着く所これしかなかつた』。ヨーロッパは、第一次、第二次大戦のときに間接税を導入しておりますね。ほかに方法がなかつたんです、あの時点で。それを、まだそれだけのジレンマに陥つてない日本がなぜ今急いでやらなきやならないのか、ここではそう言つてゐるのです。特にそういう猿まねをするなら、例えばヨーロッペではこうした税金にはぜいたく品とそうでないものとで段階的な税率を変えた入れ方をしていますよね。こういうところはまねしないのですよ。都合のいいところだけ政府は外国もやつしていると、こういうことを言うの

です。都合の悪いところは、いや、それはだめなんからうちもやらないでもいいのだという議論だって成立立つんです。外国がやってるからやるというのなら、だから外国がやっているから、先進諸国がどこもやっているからやるということは、私はこの場の理由にはならないと思う。日本の国内の事情が理由であって、外国は関係ないですよ。実際に外國やっているからやるのじゃなくて、国内の事情だとと思うのですが、答弁としての理由としてはよくそれを使われるので、これはやめてもらわなきゃならぬ。この論議やつていれば、それじゃカナダがどういう間接税入れたか、製造業者売上税に近いものですね。あれはうまくいってないから、こう言うのです。しかし、そういうことを一々とついていけば、うまくいっているところとうまくいっていないところといろいろあるのです。自分たちに都合のいいところだけをとってきてつづり合わせて、だから消費税はやらなきゃだめだということは私は理由にはならぬと思う。もっと率直に国の財政が大変なんだ、だからどうしても今のうちに入れていかなきゃならぬというのならわかるのですが、高齢化社会、二十一世紀を目指してつらなきゃならぬなんということ、これはまた次に申し上げますが、それはそういうことにはならないと思うのです。実際には財政事情でしよう。私は前からその問題については、消費税はやめなさい、そして法人税、所得税の財源であれば少なくとも製造業者売上税というふうに元でかける。これが一番取りやすいのですから、こういうことで半分ぐらいにして、法人税と所得税の財源あるじゃないかと。それに対しては、委員会の場ではなかったですが、いやカナダや何かがどうでこうで、という大蔵の方々の意見も聞きました。ですから、これ全部やらなきゃならぬ、そしてしかも老齢化社会を見越して消費税も入れなきゃならないというのであれば、今からこれを入れて使つちゃつたら二十一世紀どうするのですが、なくなっちゃいますよ。結局、税率を上

る以外にあとは残されていないということになります。外國がやっているからこつもやつたということは全く違うことでございます。これは外國もやっておる、こう言つただけでございます。もちろん日本の将来の経済の育成、高齢化、国際化、そういう必要のために今の税制がもう公平の原則に合わない、こういうことでやつておるわけでございまし、また所得税のウエートを消費税に少し移す方がよろしい、こういうことでやつておるわけでございます。

先ほど引用されましたカナダの製造業者売上税でございますが、これらは二十年前に独仏で今の付加価値税を導入しましたいざれもその以前の古いものでございます。アメリカの小売売上税も同様でございます。この最大の欠陥と言われるのには、要するにサービスに対する課税が全部外れておるということ、それから製造者段階までの付加価値しかとらえていない。今サービスの方が消費の半分以上を占めております。そんな古いものはもうやつちやいのかぬです。そういう意味でやつているわけでございます。

それから、税収をねらっていらないということは明らかでございまして、今度の税制改革法でありますように、歳出カットによって財政再建を図るべきであるという趣旨のことをうたつておるわけでございます。この消費税で財政再建をしようなどとはちつとも思つていないのでございます。これはあくまでも租税体系の不公平を是正する、個別間接税の不公平、これを是正しようというものでございまして、そして将来に向かつてどんな効用があるかといえば、やはりこの種の税は比較的の安定しているという点が一つ。今後の経済はいろんな変動がありましょ。そして所得税、法

人税は、弹性性にもあらわれておりますように、もう激減することが、特に法人税です。歳入欠陥のもとを来してきたのがほとんど法人税でございます。したがいまして、安定した収入が老齢化社会に必要であるということ。それからもう一つは、今所得税、特に個人所得税及び住民税でございますが、所得に対する課税という形でできるわけです。いわば稼得対してストレートにかけておるわけでございます。この形は今後このままでいきますと、大変累進税率は高くなりますが。そして、高齢化社会になりまたら働く若い人が少ないのですございます。この人たちが大勢の老人の年金、医療費を拠出するわけでございますので、そこだけにかけますとほとんどもう手取りが少なくなってこれは大変なることになるだらう、やる気をなくすであろう、つまり老齢化社会の活力を失うことはもう目に見えておるわけでござります。そういうところに思いをいたして、安定收入を図るとともに、そういう心理的な影響あるいは実質的な負担、こういうものを考えまして消費の方にウエートを移した、こういうことだと御了解いただきたいたいと思います。

てその間、では年金の原資がどれだけあるかといふと、六年金だけで平成元年度の予算で見ますと九十五兆二千二百四十億となる。そうしますと年金経理の面からいくと、しかもまだ大どころ、足りなくなる足りなくなると言つていますけれども、各種年金のうちで落ち込むのはJR関係だけです、あとは六十三年と平成元年度でも全部幾らかずつ収入の方がまだふえているのです。こういう数値でいくと二十一世紀までに、昭和七十五年までにこの百兆近い原資を全部食いつぶしてしまいうということにはなかなかならないのです。私も共済組合の理事をやつていたのでその計算の方法をいろいろ知つてゐるのですが、そういうあれでいいこと、原資を食いつぶすまでにまだ十年ではとてもじやないけれども食いつぶすあればはないのです。今の老齢者、六十五歳以上が倍になつても、それは食いつぶせません、片方は払つていくのですから。G.N.P.もふえてきています。そうすると、これから十年かけて二十一世紀までに、福祉なら福祉の方にサービスの問題をどう転嫁していくか、課税していくかということで、これからまだ十年くらいかけてじっくり論議をし尽くして、二十一世紀初頭で間に合う問題だと思います。そして、それはサービスの問題だけ福祉目的税にするればいいじやないですか。それがつきりしていけば、これはこれなりに国民の理解も得られるところだと思うのです。

國の例だつて一つ一つ挙げればいろいろな例があるのです。そういう点では大臣の言うように消費税、これはもう当然、もともとそんなに急がなくてはならない段階というのは半分あれば間に合らんですから、サービスの分ぐらゐは二十一世紀までにじっくりやるということで、消費税を撤回していただいた方が将来にわたつての日本の福祉のためにもそういう財源を残しておくということは必要だ。今使っちゃつたら、結局これ二十一世紀までそれをためておくのでなくして、消費税でもつて上がる歳入財源というのはそれなりに全部ぱらぱらといつちやいますよ。そして、いよいよ老齢化社会の来たときに、さあ新しい、先ほど私読み上げたように、軍事費の支出のためにどうしようもなくして入れたヨーロッペの例のように、今度はどんどんこの税率を上げる以外にないということになるのじゃないですか。いかがですか。

○國務大臣(村山達雄君) 年金の積立金が今どれだけあるかということと消費税は何の関係もございません。

年金の方は、御案内のように社会保険方式でやつておるところでございます。日本は、從来は修正積立金方式でやっておりますから、積み立てはあるでしょう。しかし、これはあくまでも給付と保険料の関係でございまして、いずれは高齢化になりますと積立金はどんどん崩されていくわけでございます。厚生省の試算によりましても、そう遠くないときに実事上の賦課制度になるのじゃないか、こういうふうに言われておるわけでござります。ですから、消費税を入れておるというのは年金とは関係ない。向こうは、社会保険方式で掛金と給付の関係をやっておるわけでございます。

こちらが言つているのはそうではなくて、税制体系というものを考えておる。それで、将来高齢化社会になると、さつきも言いましたように、所得課税に余り重点を置くということは活力を失います。それから、安定した収入というものを長期であります。今後も、現在持つております税制の矛盾である。また、現在持つております税制の矛盾

い、こうしたことなどございます。それから目的税にするかどうか、それはもうそ
の国々の考え方だらうと思います。我々が考えま
したのは、普通のオーソドックスの原則でござい
まして、税というのはできれば目的税はやめた方がよろ
しい、一般的の歳入にして、そして優先順位に従
つて歳出を出していくという方がより合理的ではないか、財政としては。そういう考え方でやってお
るところでございます。

○丸谷金保君 この論議やっているとこれだけで
どうも終わっちゃうそので、具体的な問題に入
らせさせていただきたいと思いますが、ただ一つ今
の答弁を聞いておりましても、厚生省の試算とか
いろんなことを言います。昭和四十年度から六十年
一度度までの二十年間で六十五歳以上は倍になっ
ている、この間は給付は六十五歳でなくて五十五
歳から六十歳という、それでも積立式年金はどん
どんまだ上がってきてる、毎年まだふえている
のです。ですから、これから十五年たって倍にな
つても厚生省の試算の言うようなとおりにならな
いのです。なぜなら、二十年前に二十年たつたら
パンクすると言われたのですよ、厚生省の試算で
は。パンクしないじゃないですか。だから、それ
はだめなんだ、厚生省が何ば試算したって。昭和
四十年のときに市町村職員共済組合の給付をこの
ままやつていけば、二十年たつたらパンクすると
いうのは厚生省の試算ですよ。今十五兆円持つて
いるのです。パンクなんかしないですよ。だか
ら、厚生省があと十年でパンクするなどと言ふこ
と、大臣本気で聞いやいかぬですよ、今まで当
たってないのだから。そんなことは答弁の理由だ
ならぬということだけひとつ申し上げて前に進ま
せていただきたいと思います。

実はこの間静岡県へ行きました、今度の消費税
で県はどうなんだと言ったら、大体税制改革で地
方稅收三百四十二億の減収が見込まれる、そして
そのうち消費譲与税で二百億ほどが見込めるの
で、残りは普通交付税で補てんされる、こういうう

ふうに安心しているのですよ。本来ここで補助金と交付税の問題をやりたいのですが、こういうことにはならないということをまず一つだけ申し上げておきます。

これは細かにやるとこういうことにならないのですが、しかしそういう点の補助金の問題とあわせまして、先日私が質問した家具の問題、あととき国税庁の次長さんは、いや、それはかかる場合もあるしかからぬ場合もあるというふうな何かあるいはいまいな答弁をされたのです。私の方の質問が十分に理解されなかつたのではないかという気もいたしましたので、再度申し上げますが、これいろいろ各地で問題になつておりますことだし、大蔵省で犯人調べしたら、そう言った言わないの、あるいは通産省の人だったなんというようなこともありますので、そこ辺の経緯抜きにして、整理してもう一回聞きます。施行日以降適用日前に契約が成立して、目的物の引き渡しが適用日以後になつた場合、この場合は法令によると特別の決まりがない場合には消費税法の条文によるというふうになつておりますからね。それで特別な事情というものは現金主義をとる三百万以下という消費税法の十八条の場合というふうにちゃんと法律で明記されているわけです。そういう特別な場合を除いて通常の場合、今私が言ったように整理して、これは税がかかりますか、かかりませんか。

○政府委員(伊藤博行君) お答え申し上げます。

先生お示しのケースでの前提で考えますと、法律上は譲渡のときに課税ということになります。したがいまして、その譲渡を何で判断するかということです。我が家ですが、この点は引き渡しのときをもってということで考えておりますので、お示しの設例においては課税されるというふうに考えられると思います。

○丸谷金保君 まあそういうことだと思うのです。私はこの間も同じ設例したのですが、一応それで了解いたします。

次に、同じ補助金の問題で、先日千葉県の大原町へ行つたのです。将来、東京湾を越える大橋が

でなくて交通がよくなると勝浦とかあつちの方もあり下水道に入ると、いろいろ計画があるのです。ところが、下水道事業の計画がないのです。あるいはもっと細かく調べれば建設省には将来計画あるかもしれませんよ。しかし、地元としてはまだ地域住民には何のアクションも起こしていないのです。人口二万二千なのです。これは海岸ですか、流域下水道というような高率補助の対象にはなりません。しかし、建設省の中だけしかけたり、便利になつてリゾートにするといながら、向こうに行つたら下水道の施設もない。その結果、家庭内排水だけで前浜の魚の漁獲量は六分の一になつたと商工会の人は言つてゐるのです。先生見てくださいと言つてみました。立派な漁港はできただれども、利用はさっぱりされてしまい。そうですよね、魚とれなくなればされませんわね。これがこのままリゾートになれば大変なことになる。

建設大臣、ひとつお願いしたいのは、流域下水道の補助金、これもカットされて、前に中曾根さん

に本会議で私はやつたこともあるのですが、もと小さな個々のところにむしろ補助金を見直さないで、そこまで議論でいわゆる補助金を見直さないで、それで、金がかかる。だからそういう補助金のあり方をこの際徹底的に建設大臣見直していただきたい

〇政府委員(眞鍋一男君) 留意したって、補助率が違つたら何にしても、流域下水道の方が補助率が高いのです。いいでしよう。よくないというなら聞きますよ。

〇九谷金保君 留意したって、補助率が違つたら何にしても、流域下水道の方が補助率が高いのです。いいでしよう。よくないというなら聞きますよ。

〇政府委員(眞鍋一男君) 流域下水道につきましては、制度が先行的であり根幹的であるというようなことから補助率が高いのは事実でございます。また、流域下水道につきましては処理施設は県が行うというようなことからも、非常に大規模なものにはこれをやりたいというふうに考えておりますが、基本的に経済性にもすぐれている点もあるというふうなこともございます。

ただ、ほかの一般の公共下水道につきましても、六十二年以来のことですけれども、条件が幾つかございますが、具体的に申しますと、今までございましたと一番小さいところで百五十立方メートル日量処理というところがございませんでしたのでござりますが、現在ではそれが十分の一の十五立方メートル日量というところまで補助対象にするというぐあいに、次第に太いところだけでなく細いところにも補助の対象を広げていくということで取り組んでおります。

〇九谷金保君 私が聞いたことに答えてくれればいいのです。補助率は流域の方が高いでしょと言つたんです。あなたは高いということを認めました。認めて長々とあとのことと言わなくていいのですよ、認めればいいのだ、補助率高いのだから。

〇政府委員(眞鍋一男君) お答えいたしました。当該の大原町につきましては、リゾート計画につきまして既に今建設省に下協議に参つております。そして、いざれ承認ということになるかと思いま

す。その後、千葉県を中心にして当該地域の公共施設の整備の基本の方針をつくり事業を進めることになりますが、その中におきまして大原町につきましても公共下水道をやつていただきたいというふうに私どもは承つておりますので、これを支

援してまいりたいというふうに考えております。なお、小さい町に対しても補助が行き渡らないのではないかというお話をございましたけれども、

近年そういう点に留意した補助事業の実施に努めているところでございます。

〇九谷金保君 留意したって、補助率が違つたら何にしても、流域下水道の方が補助率が高いのです。いいでしよう。よくないというなら聞きますよ。

〇國務大臣(小此木彦三郎君)

おっしゃることは

ですよ。そういうことがあってなかなかやれない

のだから、そこら辺をもう少し見てくれば

ないとい

ます。お努力いたします。

〇九谷金保君 建設大臣結構です。

それから、消費税の関係では混乱が起きないと

いうふうに閣議では言つておられるのですが、実

際にはいろんな問題がたくさんあるので、私はこ

んなものは廃止したらいいと言つているのです。

その一つ、中小企業にはきめ細かい配慮をして

おるというふうなことを大蔵も通産も言つていま

すけれども、輸出業者、この小さいのが簡易課税

を選ぶ場合には大変不利になるのです。例えば課

税標準額に対する消費税額というのは、法の三十

条の規定によつて四十五条の二の規定する

ものと同じとしているのです。ところが、この四

十五条は輸出免税の者を除くとなつておりますの

で、結局課税標準額が出てこないのです。課税標

準額が出てこなければ、これは還付請求できれない

のです。これに対して、それは簡易課税方式とら

なきやいのじやないかという答えじゃ困ります

よ、これらができるようには改めもらわな

ければ。いかがでしよう、大蔵省。

〇政府委員(尾崎謹君)

簡易課税とそれから輸出

の還付の関係は、たゞいま先生のお話にあります

たとおりの関係でござりますけれども、御承知の

とおり、輸出の還付制度というものは、外国人に

日本国内の消費税の負担をさせないという趣旨で

設けられているものであります。したがいまし

て、輸出額からその負担する税を落とすことにで

きるだけ正確な計算というものが求められている

わけであります。

従来から消費税あるいは取引高税のようなもの

の還付制度を利用いたしまして、実はその還付を

余計にやり過ぎて輸出奨励金を出すというよ

うな例がヨーロッパで見られまして、そういうよ

うことがないようにしてようということで現在の制度

ができ上がつてきているわけでございます。した

がいまして、その簡易課税制度をそのまま生か

していいかなくてはいけないということになるわけ

をしてまいりたいといふうに考えております。

開発をやると湖が汚れるから、観光開発はその後

のことで、そこまでとは言いませんけれども、少

なくとも総体計画の中で橋やリゾート地域振興と

いうことも考えていただきたい、こういうことな

んで、下水道の補助率だけの問題ではございませ

ないので、その点ひとつもう一遍。

そして、いろいろやつてあるといふけれども、

実際には小さな町なら町でやることになると、例

えば管渠のもう少し細いのにまで補助金出してく

れなきや困るのだよ。大都会なら大きな管でい

い。だから補助対象になる事業が大きくなる。し

かし、町村に行くと小さいのだよ。小さいもので

離れたところへもずっと行かなきやならない。こ

れを全部町が持ち出さなきやならぬことになるの

で、下水道やつてあるのだと、その点ひとつもう

一回。

から批判を招くということが考えられるわけでござります。したがいまして、簡易課税を選択でござる業者の方も、輸出比率の高いところは御面倒ではありますけれども、本来の方式によって計算を

していただきて輸出交付を受けたたくという
ようにお願いいたしたいと存じます。

業を保護するためにできた制度でしょ。なかなか記帳もできないような、輸出業者だってそんな大きなのばつかりじゃないのですよ、おもちゃ屋さんだとかね。私の前の秘書の家なんか三条で洋食器やつているのですが、こんななんかだつて小さいのですよ。こういう連中みんな頭抱えているわけです。そうでしょう、仕入れにはかかるてをしていただいて輸出還付を受けていただきたいというように存する次第でござります。

○丸谷金保君 外国の問題じやなくて、私は国内のことを言つてゐるのです。一方では簡易課税といふ制度でそれの恩典を受けられるような中小企業者がいて、一方では業種によつては受けられないというのは法の公平の原則に反する、これを言つてゐるので、原則に反しませんか。

・外国はどうせからうこうだから、それは制度上の

消費税これないでしょう。そうすると簡易課税はやれない、商品課税ないからね。これはやつぱり法の不備ですから、原則に戻してくださいよ。そして、小さなおもちゃ、セルロイドなんかカチャッカチャッとやっている、まあ今はそんなセルロイドをやつているのはいいのか知らぬけれども、小さなのがいるのです、知恵働かしてやっている人たちがね。簡易課税の立法の趣旨からいえば、それらの人々がそり面倒なくやれるようにする方が当たり前じやないです。今の局長答弁のようになに、できない方に話を持つていかないでくださいよ。何とか直してくださいよ。どうなんですか。

こういうところだって混乱起きているのです。

○政府委員(尾崎謹君) 簡易課税の趣旨はまさにそのとおりでござりますけれども、他方に輸出取

問題で、もとと法の精神、法の立法趣旨からいて、同じような零細な企業で簡易課税制度を受けたるえらい損をするというシステムは、過大還付になるかどうかというような問題は何も輸出業者だけじゃないでしょう、ほかだつてあるのですよ。マージン率の多いところはありますし、マージン率の少ないところ、それぞれの業態によつていろいろそういう問題がたくさん出ていますね。しかし、それはあの法律の中でもつて包まれてゐる。なぜ零細輸出業者だけが同じような扱いを受けられないかということは、外国がどうだこうだと言つけれども、それは技術上の問題で、その前に前の法の精神からいっておかしくないか。おかげであなた思ひませんか。公平じゃないでしょう。

引の問題がございまして、この輸出免税制度、各國でやっているわけでござりますけれども、そのところは過大還付にならないようなそういうきちんとした計算が国際的に求められているわけでござります。その二つの要請がございまして、諸

外国から指揮を浴びないようにするためには、簡易課税とそれから輸出還付と両方やれるというような制度を仕組むことは難しいわけでございまして、制度上極めて困難な問題でございます。

輸出をなさつておられる方、やはり輸出取引でございますから帳簿の面などもいろいろしっかりとおられると思いますので、業者の方によつて、輸出の割合によつて損得が出てこようかと思ひますけれども、輸出取引、輸出の割合の非常に高い方は、やはりそこは本来の方式によつて計算をしていただいて輸出還付を受けたいたいというよう存する次第でござります。

○丸谷金保君 外国との問題じゃなくて、私は国内のことを言つてゐるのです。一方では簡易課税という制度でそれを恩典を受けられるような中小企業者がいて、一方では業種によつて受けられないといふのは法の公平の原則に反する、これを言つてゐるので、原則に反しませんか。

外国がどうだからこうだから、それは制度上の問題で、もつと法の精神、法の立法趣旨からいつて、同じような零細な企業で簡易課税制度を受けたらえらい損をするというシステムは、過大還付になるかどうかというような問題は何も輸出業者だけじゃないでしよう、ほかだってあるのですよ。マージン率の多いところはありますし、マージン率の少ないところ、それぞれの業態によつていろいろそういう問題がたくさん出でていますね。しかし、それはあの法律の中でもって包まれていらる。なぜ零細輸出業者だけが同じような扱いを受けられないかということは、外国がどうだどうだと言うけれども、それは技術上の問題で、その以前の法の精神からいつておかしくないか。おかしいとあなたいませんか。公平じゃないでしょう。

○政府委員(尾崎謹君) 仮に一〇〇%の輸出だといふ小さい業者を考えてみますと、その方は輸出免稅で売り上げに対しても全然かからないわけでござります。そういう場合に、仕入れにしょつて、税を八割というようにならに推定いたしました。

それはそんなことは考へなくていいとおっしゃいますけれども、この種の税につきまして非常に国際的に問題になるところでございまして、他方に於いて国内の零細業者についての配慮ということと、それから対外的な問題とあわせて考えてみると、これはやはりそこを概算的な計算、みなしでやるということは問題があるのではないか。二つの要請がござりますから、その比較考査の問題でござりますけれども、お手数ではございませんが、対外的な批判を招かないためにそこはきちんと計算をしていただきたいというのがこの法の考え方でございます。

○丸谷金保君 実はそのところがこの簡易課税制度の一つの欠陥なんですよ。当然そういうことが起り得るのです。何も外国だけでなく、国内だって起り得るでしょ。国内の場合には黙つていて、外国の場合には気兼ねしなきやならないといふことはおかしいのです。しかし、このことをやつていると前へ進みません。せっかく農林大臣、運輸大臣来ていただいているので、この問題を先に片づけて、時間が余つたらまたやります。

先日、北海道の農民と一緒に補助金の問題で大蔵省を訪ねたのです。そうしましたら、いろいろお話をしている中に、北海道の農家はぜいたくだ、ドイツ人が十五年使うトラクターをおさえました、七七年くらいでもって新品とかえているじゃないか。そういうことをするから生産費も高くなつた。こう言うのですよ。だから、僕はそのとおり、それはあなた全然わかつてない、なぜ日本の農民がトラクターある程度で買いかえなきゃならないのがあるのですね。前一年だったけれども、今は二年になった。それにしても、そのため素人が直して畑の中だけ動かすのなら間に合うという

どうな、工作機械でもってトンカチやっても車検は通らないのです。どうしても整備工場に入れて相当なお金をかけてばつちり直すのです。これは道路運送車両法上そういうことが必要なんですね。だから何も好きこのんで七年か八年で新しいトラクターにかかるわけじゃないのだよと言つたら、その方が、それは先生たちの問題だ、大蔵省をここまで踏み込めない、そんなことは国会で先生たちが運輸省に言うべきことだ、こう言うのです。なるほどそれはそうだなと思ったので、実はさよう補助金の問題なので言うのですが、これも外國の例をいろいろ言われるのだが、この問題もまさにそうです。そして、日本の農民のつくった生産物が高いといふの中には、そういう農民自身の努力でどうにもならぬものがたくさんあるのです。そのうちの一つなんです。それから、道路を走るといつても、百キロも出してトラクターを動かすことなし、百キロも二百キロも走るわけじゃないのです。畑から畑へ行くときにちょっとと国道だと町村道を横切るくらいのもので、農道もちゃんと随分整備されていますから、大体そういうところを走るので、ほんのちょっとなんですよ。ほんのちょっとだらうが法のもとに平等で、さつきの輸出業者の話じゃなければども、法のもとに平等ということはメーターでも道路運送車両法の適用になる。これは具体的な一つの問題として、農林大臣、お願ひしますけれども、農民の努力でどうにもならないのです。日本の場合システム上そういうふうに農産物の生産費が高くなる要因というのはまだたくさんあります。具体的な例の一つなんで、農林大臣ひとつ運輸大臣と交渉して、がつかりこれ一つくらいいはまず変えてくださいよ、いかがですか、両大臣。

定期的に検査を行うというのが車検制度でござります。これはもう御存じのとおりでございますが、そこで御指摘の大形の農耕用のトラクターでございますが、今おっしゃいましたように公道を運行するということは短い区間でもやはり道路交通の安全を確保するという必要があるわけでござります。そして今、交通事故が増加をしているという状況のもとでは、直ちにこうした検査を対象外にするということについては安全上の問題といふことがございますが、今おっしゃったことも理解できますので、使用状態の把握に努めてそして慎重に検討してまいりたい、かように思つております。

○國務大臣(羽田茂君) 今先生から御指摘ございましたけれども、確かに農道等も大変よく整備されてきたということで、一般車両と一緒に走る部分というのが非常に多くなってきておるということがあります。そういう意味で、運輸省が定めますところのこの法というものは安全性ということが一番の基本にあるわけありますから、この点は私たちも大切にしなきゃならないと思いますとともに、農業者の皆さんの方からも、そういった今先生から御指摘のあった点についてのお話を私どもに団体等を通じながらございます。そういう面でこれからも佐藤通輸大臣、運輸省とも十分話し合っていきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

なお、先ほど御指摘のございました農業機械の活用の仕方につきまして、今まで機械銀行等を進めてまいりましたわけでありますけれども、こういったものもさらに広範に、いわゆる一つの地域におけるいは農協一つの単位じゃなくて、と広域的な機械の活用という中で資材費の低減ということを図つていかなければならぬ。あわせてこのことについても申し上げておきたいと思ひます。

○丸谷金保君 それから通産大臣、大変どうもお待たせしましたのですが、これは通産省とも関係あるバーツの問題なんです。いいからかげんにな

るとメーカーはバーツがないというのが非常に多いのです。

またドイツの例で言いますと、向こうはもうバーツは会社がつぶれても供給責任だけは法にしよわせているのですよ。ところが、日本は会社が現存していくにも何年かたつともうバーツがない。

こういうものを法律でバーツ供給の責任を持たせてくれないと、これは何もトラクターだけでないですが、特に農家は自分たちで直そうと思つたつてできないのです。

これについては私も苦い経験があるので一つ申しますと、消防車、一年に千キロも走らないのです。なるたけ消防車なんか走らない方がいいんです、火事がない小さな町だと。そうすると、十何年たったら消防から車検通らないから新しいのかえてくれと言ふ。十六年目だつたかな、まだ動かじやないかと言つたら、いや、今度の車検通すためにどうしてもバーツが必要だと言うのですね。バーツがないと車検が通らないし、このバーツはその会社に言つたら、ないと言うのです。そのためには、これもケース・バイ・ケースで、私どもの方も調査をしてみますけれども、農業機械の買いかえという問題が農政のコスト高をいためにどうしてもバーツが必要だと言ふのですよ。二個か三個なんです。それもできな

いと言ふのです。それから私は、よし、札幌の支社じゃ話がつかないから本社へ電話して、この車を持っています。それだけあればいいんですよ。二個か三個なんです。それもできな

い。これじゃどうしようもないですから、共同で、この会社はこういう会社だとおれが毎日演説するぞ、こう言つておどかしたらバーツが届いたのです。これは事実の話なんですよ。おどかせば出るやつが一般的の住民には出ないので。ないと

たいと存じます。

○丸谷金保君 演説すると言つただけで、しなが

ったのです。

○國務大臣(三橋博君) そうですか。それで出て

きたというのは、これもケース・バイ・ケース

で、私どもの方も調査をしてみますけれども、農

業機械の買いかえという問題が農政のコスト高を

呼んでおりますことを実事でござります。ここに

農政のベランおりませんけれども、私も農業県

なものでありますから、農家それぞれトラクター

やその他を持って、一町歩のところも三町歩のと

なりますので、我が家もよく頼みます。そういうことなどもやりつ、特にこのバーツの問題については御指摘ございましたから、法律でない行政指導で、さらに確かめて、バーツがな

いなどということで買いかえに相なりませんよう

に点検をしてまいりますので、御理解をいただき

たいと存じます。

○丸谷金保君 通産大臣、通達じゃダメなんです

よ。今、自動車なんかでもバーツがないということは

は当たり前の話になつていますよ。実際にあつて

います。

九

第五部 大蔵委員会会議録第六号 平成元年四月五日 [参議院]

るなりますので、我が通産省は行政指導という極めて有効な手段を今まで駆使をいたしてまいりました。

そして、それぞれケース・バイ・ケースで対応して

まいりました。

ただいまの問題でありますと、昭和五十年に通達を出しまして、耐用年数を超えて数年間

バーツを保有するよう

に

まいつてきましたところでございまして、今バーツが

ないというので行つて演説をしました出でました

という……。

○丸谷金保君 演説すると言つただけで、しなが

ったのです。

○國務大臣(三橋博君) そうですか。それで出て

きたというのは、これもケース・バイ・ケース

で、私どもの方も調査をしてみますけれども、農

業機械の買いかえという問題が農政のコスト高を

呼んでおりますことを実事でござります。ここに

農政のベランおりませんけれども、私も農業県

の名前も知つていています。それだけあればい

いんですよ。二個か三個なんです。それもできな

いと言ふのです。それから私は、よし、札幌の支

社じゃ話がつかないから本社へ電話して、この車

を持っています。八王子の近くにある大企業、お

まえさんの工場の玄関に据えつけてスピーカー

で、この会社はこういう会社だとおれが毎日演説

するぞ、こう言つておどかしたらバーツが届いた

のです。これは事実の話なんですよ。おどかせば

出るやつが一般的の住民には出ないので。ないと

いふのです。これはもう少し日本としても通産大

臣、農民のためだけじゃなくて、特に農家のトラ

クターとかそういうものについては、まず供給義

務二十年くらい、大事に使えばトラクター二十年

使っている人もあるのです。いるというのは日本

でないですよ、ドイツですよ。いるのですか

ら、こういちらのをはっきり義務づける、こうい

う法律を考えてください。いかがですか。

○國務大臣(三橋博君) 我が国は法治国家であり

ますから、法律万能主義も一つと思ひますが、

それを考えてください。いかがですか。

○國務大臣(三橋博君) 我が國は法治國家であり

ますから、法律万能主義も一つと思ひますが、

それを考えてください。いかがですか。

○國務大臣(三橋博君

るわけではありませんので、大きな混乱がない、こう言つておられます。

新しい税金といふものはいつでも定着するまでに、この種の税に限らず時間のかかるものでございます。

私は、まだ混乱の原稿、こんなにたくさんのあります。特にこの種の税は新しい各経済分野に及んでおりますので、今後とも事業者、納税者の声を聞きながら確実に定着するよう最善の努力をしてまいります。

○丸谷金保君 まだ混乱の原稿、こんなにたくさんあるのですけれども、時間が来ましたので、非常に残念ながらきょうの質問はこれで終わります。

消費税絶対反対、撤回を要求しておきます。

○委員長(梶原清君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時三十分に委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩

○委員長(梶原清君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

○委員長(梶原清君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

○委員長(梶原清君) 休憩前に引き続き、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○山口哲夫君 補助金の方に、政治資金規正法を担当されていらっしゃいますので、けさ一斉に報道されておりました「竹下氏間辺へさらた三千円」、この問題についてお尋ねをいたします。

新聞報道によりますと、昭和六十二年の五月の三十日、「リクルート社が盛岡市で開かれた首相の後援組織「岩手長期政策懇話会」のパーティー券三千万円分を購入していたこと」が明らかにな

った、こう言つておりますけれども、この岩手長期政

策懇話会では、これは自治大臣あるいは岩手県選舉管理委員会、両方の関係で調べました

が、政治団体としての届け出はされておりま

せん。

○政府委員(浅野大三郎君) お尋ねの岩手長期政

策懇話会であります。これは自治大臣あるいは岩手県選舉管理委員会、両方の関係で調べました

が、政治団体としての届け出はされておりません。

○山口哲夫君 何か報道によりますと、このペー

ティーに合わせてこういう組織をつくつたらしい

という話もあるのですね。それで、もし届け出の

ことは、ペーティー券の購入というものはその価

格が常識的な価格で、それで出席を前提として購

入するものであれば、それは事業収入であって寄

附ではない、こういうような解釈を申し上げてき

ております。

○山口哲夫君 そうすると、一社でせいぜい十人

か二十人くらい出席するのであれば、その範囲であればある程度許されるけれども、今回

いうように五千五百枚もペーティー券を買っているとい

うことはこれは常識外ですね。当然その収益とい

うのは政治献金に該当するのでないでしょうか。

○政府委員(浅野大三郎君) 先ほども申し上げま

したが、具体的な事例というのは私ども事実わか

りますが、從来から三つばかりの形があるよう

ございます。一つは、政治団体が主催となってや

るもの、それからそのほかに、いわゆる発起人と

いうような方々が、個人の方が発起人になられま

してそれでペーティーをするというような形のも

の、それから実行委員会というような形でござい

ます。二木秀夫君が選任されました。

○委員長(梶原清君) 休憩前に引き続き、国の補

助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○山口哲夫君 補助金の方に、政治資金規正法を担当され

ていらっしゃいますので、けさ一斉に報道されておりました「竹下氏間辺へさらた三千円」、この

問題についてお尋ねをいたします。

例えばこの岩手の場合は大体千人くらいだとい

うのですよ、出席したのが。そうすると、リクルート社で一千五百枚買っているわけでしょう。リ

クルート社の人が全員出席もできないくらいの数

ですわね。これは常識的に考えて、大変我々一般の常識では想像もつかないような多額の政治献金ではないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 具体的事例につきま

しては私どもも事実を承知していないものですか

から、それをどうであるかということを申し上げるこ

とはできないわけでございますが、従来からペー

ティーといふものは、これはもう昭和五十年以降

いろんな場で論議されておるわけであります。そ

のとき私どもがお答えとして申し上げております

ことは、ペーティー券の購入といふものはその価

格が常識的な価格で、それで出席を前提として購

入するものであれば、それは事業収入であって寄

附ではない、こういうような解釈を申し上げてき

ております。

○山口哲夫君 後段のことと答えてくださいよ。

○政府委員(浅野大三郎君) 政治献金になるでしょ、常識外のものは。

○政府委員(浅野大三郎君) ペーティー事業収入として扱えるものはこういうものであるとい

うことを申しておるわけでございますが、それ以外に、じやどういうことになるのかといいますと、

それはまさに個々具体的な事実関係に応じて判断し

ませんとなかなか申し上げられないということでございます。

○山口哲夫君 二千万のペーティー券を買っても

らったときの、自治省の選舉部長でしょ、談話

の中、常識を超えたものについては政治献金に

なると言つていたのじやないです。私は新聞報道でそういうふうに読んで理解しているのですけれども、もしあなたの答えられないのだったら、

担当の大臣いかがですか。

○國務大臣(坂野重信君) 今選舉部長がお答えし

たとおりで、今までの常識からいと、ペーティー

収入というものは政治献金、寄附じゃないとい

う社会通念になつておつたわけです。最近いろんな

リクルート問題が起きて、我が党でも盛んに勉強

している真っ最中でござりますし、ペーティーに

ついてはもう少し規制を厳しくして、そして公開をしなきやいかぬということを今盛んに検討して

いる段階でございますけれども、今までの常識か

らいうと、選挙部長が言つてゐるやうに、出席を

前提としているといつても何名までが出席を前提としているかというようなことについては定量的にまだはっきりしたものはないということで、どちらかというと今まで事業収入という解釈でいっておったということをございますから、仮定のことをおっしゃっても、先ほどのテレビを見て本当に三千万かどうかということも調べてみないとわからないということを総理自身がテレビでおっしゃっているようでござりますし、そういう段階でございますから、仮定のことで余りどうだこうだということを申し上げてもこれは失礼な話でござりますし、それ以上のこととは事務当局あるいは私としてもお答えできないと思います。

○山口哲夫君 仮定でお話ししているのではないのです。一般論として聞きたかったのです。

いと思うのです。
それで、それじゃこの三千万のお金がさっきお
っしゃったような事業収入に該当するだらうとい
うのですけれども、事業収入として主催者の中に
全然入ってなかつた場合はどうなんですか。
○政府委員(浅野大三郎君) これはパーテイーを
主催した者がだれであるかということによつて変
わるわけでございますが、政治団体が主催してお
りますれば、政治団体の収入でありますればこれ
は当然その政治団体が報告をしなければならない
わけでございます。ただ、先ほども申し上げまし
たように、パーティの開催形態はそのほかの形
もあるようございます。政治団体でない者が主
催した場合には政治資金規正法上報告をしなけれ
ばならないという義務がないわけでございます。
それからなお、先ほど新聞の談話のことをおつ

○山口哲夫君 じや何であつたんですか。官房長
から何かそいつた指示があつたのですか。それ
とも自民党としてあつたのですか。

○國務大臣(坂野重信君) 正式のあれじゃござい
ませんが、例の夏以前の問題と夏以後の問題、リ
クルートに関する、あつたかどうかということに
ついては、官房筋から問い合わせのあつたことは
ござります。

○山口哲夫君 少なくとも閣僚の皆さんにはそうち
いうことがあるのかないのかということを官房を
通して調べがあつたと思う。ということは、一切の
ことね。なかつたですか。

○國務大臣(坂野重信君) 閲議ではそういう話は
ございません。

と、閣僚の皆さんだって、何だ総理自身がやった
いたじゃないか、そういう恐らく批判を持たれると
と思うのです。私はそういう中で今こんな大きさの
問題が出てきた以上は、総理みずからここへ出て
きてそして説明するのが当然政治家としてとるべき
筋だとと思うのです。そういう点で一度総理がこ
こへ出てこられてぜひそういう説明をするよううな
ことを、これは委員長にもお願ひしたいのですけれども、
あつてかかるべきだと思うのです。今国民が
民が一番関心を持つてある問題なんですから、政
治倫理の問題について。そういうことについてどう
うでしょうか、もう一度あなたのお考えは。
○國務大臣(坂野重信君) さっき先生とやりとりを
しているうちに少し思い出したわけござります
が、夏以前の問題については何も触れられておりま
せん。というのはリクルートの問題であり、リ

ノノナノ と取扱ひなまへてなるべ

ハーティーというのに出席する範囲というのは常識的なものがあるわけでしょう。千人のハーティーに一つの社が千五百枚を買ったということことは、これは常識外ですよ。だから、そういう常識外の収入については政治献金の部類に入るのではないか、そういう質問なのです。一般論として政治献金扱いにするべきじゃないんですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 一般論で申し上げまして、ハーティー収入として整理するものは何かということを先ほどお答えしたわけでございますけれども、もともと政治活動に関する寄附かどうかということとは、金銭の授受行為自体が寄附かどうかということを具体的な事実に即して判断しなければならないことなのではないかと思うわけでござります。

○山口哲夫君 そうすると、政治団体でもない、そこにも入っていない。しかも主催しているところにも全然入っていない。どこへ行つちやつたのでしょうか、この収入というのは。まさにこれはやみ政治献金だと思うのです。そういうやみ政治献金の扱いというのはどういうことになるのですか、あつた場合。

○政府委員(浅野大三郎君) 具体の事例につきましても私はよくわからないわけでございます。それで、じや本に発起人のような方々が主催をしてパーティーを開催した、それで何がしかのそこにさは表つて、う易きよじうよう。こしよ、

最高責任者というのには無理ですね。そういったことをきちっと閣僚の方々に指示しておきながら、当の最高責任者がこういうことがあったといったうに全然報告もしていないということについて、閣僚のお一人として自治大臣どうお考えですか。

○國務大臣(坂野重信君) 問題になりましたのは、リクルートの事件が表に出たのが夏ごろでございますから、夏以前の問題と夏以降の問題。むしろ夏以降の問題についてどうかということが問題になつたわけでござります。夏以前の問題については一応その辺でひとつ線を引こうじゃないかというような趣旨だったかと覚えております。

○山口哲夫君 そういうことではなかつたのじやないですか。法務大臣をもうおやめにならなければ

クルートがそういうことを起こした、リクルートへ
会社が問題があるというようなことは、我々の認識も全くなかつたわけでございます。普通の会社と
同じじように政治献金を受けたりパーティで御
協力したりなどということは当然あり得ることでござりますから、夏以降の問題について献金を受けたりなどにかしたことについてはその辺のことの
を明快にしてもらいたいという指示があつたことは私も記憶しておるわけでございます。
そういうことでござりますから、総理自身が会
の三千万の問題にしても、何もそれはおわかりにな
なつてないことをじやなかつたかと思います。これ
は調べてみないとわからぬと現に先ほどもテレ
ビでもおっしゃつたことでござりますから、それ

○山口哲夫君 私は、これは明らかに政治献金だと思います。政治活動としてやっているし、パートナー券そのものが常識外の多額な購入ですから、ここにおける事業収入というのは明らかに政治献金だ、そういうふうに私は考えております。今後そういう考え方で自治省としても扱ってもらわなければ政治倫理の確立なんかできないと思いまして、そこで、その点はひとつ十分注意をしていただきたいので、その点はひとつ十分注意をしていただきたい

お金が要る、たとしい場合にはどうなるか、これには
今度はその発起人の方がどこかの政治団体へそれ
を寄附する、あるいはどなたか政治家に寄附する
という段階では政治資金規正法の寄附に関する規
定が適用されてくる、こういう関係になるわけで
ござります。

はいけなくなつた。そうした一連の不祥事が続いたために、この際閣僚の中でこれ以上問題が起きたら困るので、もしそういう経過が、リクルートから政治献金を受けたりいろんななかわり合があるようなことがあれば事前に報告しておいてもらいたい、そういう趣旨だったと思うのですよ。私ども、報道でしか知りませんからね。となるならば、少なくとも最高責任者がそれをみずからほのかびりしておへたということになります

は、夏以降の問題については確かにああいう問題が起きているのにそこからまた引き続いて獻金なりなんなりをもらったかどうかということが問題になつていると私どもは承知いたしておる次第でござりますから、その辺のところはひとつ御理解いただきたいと思います。

○山口哲夫君　よしんば夏以降の問題であつたとしましても、才下さるが盛岡でこうひつたハイテクはまた結構自らかとういうことであつたかとしことをお調べになるかと思ひますけれども、問題は、

○山口哲夫君 たしか閣議の中で、リクルートに
関係するような問題があつたら明らかにしてもら
いたいという各閣僚に対して閣議の席上で何かそ

よ。私ども、報道でしか知りませんからね。とするならば、少なくとも最高責任者がそれをみずからおこなっておいたとへうことになります。

○山口哲夫君　よしんば　夏以降の問題であつたとしましても、才下さうしが盛岡でこういつたバーティー

一を開いていた当時、少なくともリクリート社は安比の開発について政府当局である林野庁との間に保安林の解除をめぐっているんじゃないしさつがあった、そういうときなんですよ。そうすると、ちょうどどこのパーティーを開催したころとその時期とが符合するわけです。そして、終わりましてから江副さんが經營するところのゴルフ場でもつてゴルフをやっていらっしゃったのですね。私も質問をしましたが、そのとき江副さん一緒にでなかつたですかと言つたら記憶ないと言つておりますけれども、とにかくいろいろと勘ぐられる問題がたくさんあったのです。

しが行われておるという経緯がござります。これらの経緯を踏まえまして、暫定期間三年間ということでございまして、三年後の暫定期間経過後のことでございまして、三年後の暫定期間経過後の対応というものを関係省庁間で決定をする必要があるということで検討会を持つたわけでございま

○國務大臣(村山達雄君) 打ち切るという意味を
どういうふうに、日本語ですから、解釈します
とでもって打ち合わせをして、その中でも三年間
でこれは打ち切りだという約束をしているのでし
ょう。行革審の方が大事なのですか、大臣の約束
よりも。

昭和六十一年度予算において補助負担率の引き下げ措置を講ずるに当たり、次のとおり申し合
わせる。

二 暫定措置の期間内においては、国・地方間の財政関係を基本的に変更するような措置は講じないものとする。

質問をしましたが、そのとき江副さん一緒にでなかつたですかと言つたら記憶ないと言つております。たけれども、とにかくいろいろと勘ぐられる問題がたくさんあつたのです。

そういうことからいきますと、これは中身について全然知らなかつたなんということでは、私はないと思うのですね。政治家として不信を買つた責任というのは大きいし、ましてや総理大臣としてその責任は非常に大きい。この問題については大蔵委員会なりに適当なときに出席をして、そして説明をするべきだ。できれば大蔵委員会でぜひやってもらいたいということを委員長にもお願いをしておきたいと思います。

それでは、引き続ぎまして、補助金問題に入ります。

うな財源措置を講じながら、それぞれの補助金等の性格などに応じまして適切に見直しを行ったところでござります。その結果を今回この法案の形で御検討をお願いをしておるわけでござります。
○山口哲夫君 大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、今答弁によりますと、行革審等によつてそういう答申があつたのだ、そういうことも考えながら今回の措置をとつたというのですけれども、行革審と大臣同士の約束事と一体どつちが大事なのでしょうか。

○山口哲夫君 私が打ち切りと言ったのは、覚書を打ち切つたということです。少なくとも大臣同士で約束したことなどいうのは、これは行政執行上のことですから、こんな臨調だとかそのほかの諮問委員会等に比べるとはるかに比重が重いと思うのですよ。そうでしょう、あなた方は執行に一切の責任を持つているわけですから。地方自治体にしてみますと、大蔵大臣と自治大臣が約束したことでござりますけれども、國と地方の財政の安定化のために、また臨調以采えられてきました補助率のあり方、こういうのを踏まえて関係各省間で決着をつけられるものはつけた方がいいに決まっておりますので、やつたということでおさいます。

ます。大蔵大臣にお聞きしますけれども、補助金の覚書ですね。昭和六十年十二月二十一日、竹下大蔵大臣と古屋自治大臣との間に「六十一年度予算において補助負担率の引下げ措置を講ずるに当たり、次のとおり申し合わせる。」この措置は、今後三年間の暫定措置とする」と、はつきり「三年間の暫定措置」と言い切っているわけです。よ。よ_うこの覚書を皮_うってまで今回久次化をし

一つのいたしまして、補助金問題検討会というの
が、たしか六十年の十二月に設けられて有識
者の方から提言が行われた。これも大きな流れ
としては同じ流れなのでございます。

そして、この暫定期間が切れた後の平成元年度
のあるべき補助率について、これまでそれらで検
討をされた線を踏まえて各省間で協議をするよう
にということをございますので、観意協議をいた
しまして、各省間で一致を見ました改定案につい

わがたの宣誓を重んじて公職に就いたのですか。そしてまた、公共事業については延期をしたのでしょうか。その辺の眞意をお尋ねします

御審議をお願いしておる、こういうことでござります。

○政府委員(篠沢恭助君) 昭和六十三年度まで暫定指標が講じられてまいりました事業に係ります補助率等でございますが、累次にわたる臨調、行革審答申、それから昭和六十一年度には補助金問題検討会での検討を経て、補助率等の総合的見直

中で検討した結果だというのですね。そういう連の検討の中で、その中でも大臣同士で三年間で打ち切るということを覚書として取り交わしているわけでしょう。どっちが大事なんですか。大臣は当然先のことを考えながら自治大臣と大蔵大臣

○國務大臣(村山達雄君) 今ここにありますから
どうやうに私たちは見て いるのです。
の分野において補助率をぐんと下げたわけでしょ
う。当然審議的に考えて五十九年度に復元される
読みますと、

が地方自治令があなた方の立場にあわして修正を
をしているのですよ。

とを中心にしていろいろな事業の計画を立てて仕事をやつしているのです。そういう計画と信頼を一切なくするような覚書の破棄というものは、これは私は行政責任者のあるべき態度ではないと思うのですが、どうですか。

○山口哲夫君 どちらにしましても、三年間の暫定措置なのでしょう。あなたの方の解釈からいければ、六十年度に戻すということになるわけでしよう。それもやつてないのじゃないですか。今度下げて恒久化しているわけでしよう。どっちにしても覚書に違反していることだけははつきりしているのぢゃないです。

○國務大臣(村山達雄君) これは政府間の覚書でございまますから、その有権的解釈というものは当時の総理あるいは大蔵大臣が一番はつきり知つておられるということは、私は常識だと思っております。

すか。「昭和六十一年度予算において補助負担率の引下げ措置を講ずるに当たり、「今後三年間の暫定措置とする。」のだと、これは六十年度は一割だけですか。六十一年度からまた今度はそれぞれの分野において補助率をぐんと下げるわけでしょ

の総理あるいは大蔵大臣が一番はつきり知つておるということは、私は常識だと思っております。○山口哲夫君 覚書とはそんな甘いものなのですとか。地方自治体はあなたの方の覚書に基づいて仕事を

○國務大臣(村山達雄君) 補助金切られているので大変なんだ、だからこれをもとに復元したときに何とかしましょうと言つて住民に待つてもらつてゐるのです。そういうよう、少なくとも地方では覚書を中心にして行政の計画を立て、実行しているのですよ。大臣の覚書といふのはそれほど大事なのですよ。それを勝手に破つてそれなりの理由があるような言い方と いうのは、これは私どもはだまされたとしか思えませんですからねども、どうですか。

○國務大臣(村山達雄君) 非常に大事だと思えばこそ總理、大蔵大臣ははつきり言つてゐるのでござります。

○山口哲吾君 ちょっと聞かなかつたのですね

もの理解でございますが、國、地方の機能分担、費用負担等のあり方、それから國と地方の関係などにつきまして幅広い視点からの検討が行われるものと伺っております。

平成元年度以降の補助率の取り扱い問題は、まさに六十三年度で暫定期間が終了するその時点です、当然九年度以降の補助率について決定をしなければならないという時間的な問題がもう来ております。これまでのまことに経緯がいろいろございまして、新行革審での極めて幅広く行われると思われます検討とは切り離して処理をすることが適切と考えられまして、國と地方の財政関係の安定化に資する、これと同時に見ま

まして、たゞご税の一五%を地方交付税の対象税目に加えるというような恒久財源措置も講じながら所要の見直しを行つた次第でございます。したがいまして、全体として国と地方の信頼関係の維持という観点から地方で要望しておられますことの趣旨に反するものではない、何とか御理解をいただけるものというふうに考えた次第でございまして、審議会の見直しを行つて改めて決

定措置などということになりますから、地方団体にしてみれば覚書がどうあろうと六十四年からは復元するのじゃないかという期待が強かつたことは確かでございまして、しかも私どもは六団体からも強い要請を受けておりまして、前大臣も何とか復元したいという願望を持っておりまして、一たんもとに返した上で、後また検討するというようなことを再々申しておったことも事実でございますけれども、いろんな覚書の中身の解釈といいますが、それはさつき大蔵大臣がおつしやつたとおどりでございまして、別にこれは復元するという約束もなっているわけじゃありません。しかし、繰り返しますと、中二十二条ですが、也方の用件の旨さし

○山口哲太君 大事なことだからもとに戻しながら大いと言つてゐるのですよ。自治体にしてみたら大変な問題なのですよ。あなたの政府だけの考え方でやられたらしい迷惑です。地方自治体はこのために大変な影響を受けているわけでしょう。住民の皆さんだって影響を受けているわけです。そういうことを一切無視して大蔵省と自治省の間だけで、でもって何だかんだと言つて勝手に破棄をしておきながら、地方自治体に迷惑をかけていいよいいうな言い方といふのはおかしいと思うのですよ。これは、きっとと諷諭、行草審だつてこれから地方自治体と國のあり方については論議をすることになつておるわけでしょう、ことし一年間。だから、これから論議をして、國と地方の事務の再配分とかそういうことをきちつと踏まえた上で補助金というものは決めるべきじゃないのですか。先に補助金をカットすることが行われて、その上で事務事業の見直しをやるのですが。これは本末転倒ぢやないですか。

○山口哲夫君 行革審のことが時々出てくるのですが、何で行革審だけをそんなに大切に考えなければならぬのですか。もつと地方自治体に関係する調査会があるわけでしょう。例えば地方制度調査会とかあるいは地方財政審議会、ここでは国と地方の信頼関係を損なわないために本年度限りで補助率削減を廃止しなさいと言っているのです。昨年の答申です。自治体に關係するような調査会、審議会では補助金の削減というのは好ましくないからもとに戻せ、廃止せえと言っているのです。そつちの方は全然無視しているんですか。

大藏大臣。

○政府委員(篠沢恭助君) 大藏省におきましても、地方制度調査会におかれまして昨年十一月の答申があり、六十三年度までの暫定措置については、「国と地方の信頼関係を損なわないためにも、本年度限り廃止すべきものである」、暫定措置は廃止せよというふうに述べておられる。そして地方六団体が補助率等の復元を強く要望されておりましたことは十分承知をしております。

そういうことでもござりますので、今回の補助

行革審でもつてこれから一年間かけて国と地方の役割分担というものを論議していくのですから、大臣がそんなに臨調臨調とおっしゃるのであれば、臨調でさえ今國と地方の役割分担を一生懸命論議しようとしているのに、その結論が出ないうちに補助金だけぶつた切るというやり方は、これは一方的と言われてもしようがないのじゃないですか、どうお考えですか。

○政府委員(篠沢恭助君) 先ほどの繰り返しになりますが……

○山口哲夫君 いや、繰り返しならないですよ。繰り返しを何回聞いたって同じなんで、大臣はどうお考えですかと言っているんです。

○国務大臣(村山達雄君) 今政府委員が述べられたとおりでござります。

○山口哲夫君 大臣まで繰り返しをやるのじやもう話にならぬですね。

とにかく自治体と政府というのは信頼関係で成り立っているのですよ。その信頼関係をみずから損なうようなことをやるということは、政府としてやるべきことではないと思うのです。自治大臣としてどうお考えですか、地方自治体を預かる立場からいって。

て折衝いたしました。

しかし、私もいろいろ考えてまいりましたけれども、地方財政、地方公共団体にとって何が大事か。確かに形の上で復元することも大事であるけれども、地方の恒久的な一般財源を確保するということが地方の今後の運営にとっては非常に大事なことじやないか。しかも地方の時代と言われてゐる限りはできるだけ地方がみずから考えて、そしてみずから実行できるような責任とまたそれだけの力を持つということが大事じやないかといふ考えに立ちまして、先ほど主計局次長から話がありましたように、補助率の問題と交付税その他の問題とあわして何とか地方の自主的な財源に支障を来さないようなことで措置しようといふことで、さつき話があつたように、たばこ税の二五%を繰り入れるとか、それからまた、ちょうどたまたま消費税の問題も起きてまいりましたから、その中で消費譲与税であるとかあるいは交付金の残りの二四%を振り向ける。そして三三%はいじらない。そういうことも総合的に勘案した上で、この辺ならば地方の皆さんも納得していただけた

○政府委員（藤沢恭助君） 新行革審におきましては臨調、行革審の答申などを踏まえまして、私た

率等の見直しに当たりましては、六十一年度に事務事業の見直しが行われたことなどなどを踏まえ

○国務大臣（坂野重信君）先ほどから大蔵大臣お答えになりましたが、確かに六十三年度までの暫

じやないか、自治省の努力も認めていただけるの
じやないかという考え方方に立ちまして、その間も

ちろん地方六団体とも相談をしながら、大蔵省と折衝に当たつたわけでございます。その結果、〇〇%とはいきませんでしたけれども、地方財源、地方交付税というようなことでおよその措置をすることができたということで、六団体もまあまあこれならばやむを得ぬだらうという御理解を私どもいただいたと思っておるような次第でござります。

先生のおっしゃることは、私ども身にしみてよくわかります。わかりますけれども、そういうことで決着を見たような次第でございまして、なお恒久的な問題は、今話が出ました行革審でも地方と中央との配分をどうするか、権限問題をどうするかという問題は、それはそれとして考えていかなきやなりませんけれども、その一環として地方の自主財源を強化すべきだという意見はあるわけございまして、そういう線に向かつて一步前進したことは間違いないと思つておる次第でござります。

○山口哲夫君 自治大臣、答弁としてはそういうきれいなことをおっしゃつていますぐれども、大蔵省と最後の詰めをやつたときはそんな甘いものじやなかつたでしょ。我々の言つているのと同じようなことを言つたのじやないです。そういう本音を聞きたいのですよ。本当は、結局最後は大蔵省に押されちゃつたわけでしょう。それで、先ほどから大蔵省の主計局次長、あなたは財源のことになると、たゞこの税金を一千二百億恒久化したのだとおっしゃるのですけれども、そんなもののだけで満足できるような財政状態ではないことは御承知でしょ。去年はたしか六千六百億の調整債、これはある程度財源分配を考えました、将来にわたつて。我々に言わせるとまだまだ問題にならないですよ、半分ぐらいしか政府は責任を負つていないのですから。ことしは千四百億くらいの調整債を組んでいるのです。それには何にも国の後始末の約束はしていないのじやないですか。どうでしょ。

○政府委員(紀内隆宏君) 平成元年度の国庫補助負担率の取り扱いに関しまして発行されることと

しました調整債につきましては、これは不交付団体についてのものでございます。実は先ほどお話をございましたように、補助負担率の取り扱いの決着の仕方の中には交付団体ベースで措置をしたものがございます。そういうものの場合に、不交付団体についても同じく例えば基準財政需要額に算入される。しかしながら、結果として基準財政収入額がこれを上回るということによってキャッシュユレスで、ものが行かないということがござります。そういうものに対して、資金手当てとして調整債を発行する、こういうものでございます。

○山口哲夫君 千四百億全部ですか。○政府委員(紀内隆宏君) 調整債の中には、まず補助負担率を恒久化したものにつきまして、実は義務教育の共済長期のものを平成二年度に完全に復元しようというものがございます。それがたまたま予算編成上の都合で初年度八分の三というものがございまして、そこの部分につきましては交付団体の場合には特別加算という形を行います。が、不交付団体の場合には実際には先ほど申し上げましたように空振りになるということで措置をされたもの、これが六十億円でございます。

それから、なお暫定措置として残る部分がございまして、暫定措置として残る部分に若干の経常経費がござります。その経常経費、例えば義務教育の追加費用等につきましても同じように交付団体の場合には地方交付税で手当てをされる。不交付団体の場合には基準財政需要額に算入されるけれども、先ほど申し上げましたように、補助負担率につきましては、今回経常費の世界につきましては恒久化を図つたわけでございます。その際に、それについて申し上げますと、例えれば生活保護についてはかつて十分の八の補助率でございまして、それが暫定期間中は十分の七とされていました。それにつきましていろいろございまして、最終的な決着は十分の七・五、四分の三の水準で決着したわけでございます。ところが、実際に十分の八であった時代と比べますと十分の〇・五だけ差が出るわけでございます。したがつて、そこについては新しく國のたばこ税にリンクする交付税を起として交付団体については完全に措置しお

のほかのものは特別の手立てはしていないわけでござります。うなずいているからそうとなります。間違いないでしょ。

○政府委員(紀内隆宏君) そのとおりでございます。

○山口哲夫君 そしたら、何も千二百億たばこ税金を加算したからといって自治体に十分な財源を与えたということにならないでしょ。これを一つとっても、千四百億のうち約千一百五十億を手だしてないじゃないですか。

もう一つ申しますと、一般財源二千七百六十二億のうち、地方のたばこ税一千二百億組んだと盛んに主計局の次長はおっしゃるのですけれども、残りの千五百六十二億というのはこれは何ですか。地方の財源でしょ。地方の持ち出しのお金でしょ。

○政府委員(紀内隆宏君) 既定の財源の中での手当でござります。

○山口哲夫君 だから、そういう一連の答弁からいきますと、補助率の見直しによって恒久化をした、二年間延期した、それに対する影響については財政措置をちゃんと講じているというような言い方というのは当たらないじゃないですか。地方にそれだけ迷惑かけておるじゃないですか。

○政府委員(紀内隆宏君) おさらいになりますけれども、先ほど申し上げましたように、補助負担率につきましては、今回経常費の世界につきましては恒久化を図つたわけでございます。その際に、それについて申し上げますと、例えれば生活保護についてはかつて十分の八の補助率でございました。それにつきましていろいろございまして、最終的な決着は十分の七・五、四分の三の水準で決着したわけでございます。ところが、実際に十分の八であった時代と比べますと十分の〇・五だけ差が出るわけでございます。したがつて、そこについては新しく國のたばこ税にリンクする交付税を起として交付団体については完全に措置しお

おせようという形でカバーしているわけでござります。

次に、措置費の系統につきましては前に補助金問題検討会でも報告がありまして、その後厚生省の方におきまして具体的な事務の取り扱いの見直しを行つて、例えば入所措置につきましては、団体委任事業に賛同をとることによって地方の裁量の余地を多くする。その他の手当で、事務の見直しを行つた。その結果、地方の自主裁量の度合いが強くなつたということによりまして、この場合はかつての数字と比べますと、十分の八と十分の五との差があるわけでございますが、その差分につきまして事務の見直しを行つたということを踏まえて、増加する地方負担額の半分を新しい国たばこ税にリンクする交付税で見よう、こういうことにしたものでございます。それなりに議論を詰めて処理した結果でございます。

○山口哲夫君 いずれにしましても、それなりの財源措置を講じたと言つければ、これは決してそういうことにはなつていいなということだけは明らかです。地方自治体の持ち出しが非常にふえて、増加する地方負担額の半分を新しい国たばこ税にリンクする交付税で見よう、こういうことにしたものでございます。それなりに議論を詰めて処理した結果でございます。

○山口哲夫君 いずれにしましても、それなりの財源措置を講じたと言つければ、これは決してそういうことにはなつていいなということだけは明瞭かです。地方自治体の持ち出しが非常にふえて、増加する地方負担額の半分を新しい国たばこ税にリンクする交付税で見よう、こういうことにしたものでございます。それなりに議論を詰めて処理した結果でございます。

それからもう一つは、何か今度の手立てで地方自治体はある程度財源的には余裕があるようになるとを言うのですけれども、それは大都市の話でしょ。不況地域はどうするのですか。税収どんどんどん減つてきているのです。小さな都市だって二億も三億も減つてきています。その減った分は一体どういう措置を講ずるというのですか。

○政府委員(紀内隆基君) おっしゃるように地方団体によつては税の増収が非常に大きいところ、またそういうものが期待できないところがござります。これはもう先生もよく御承知のように地方交付税の世界において調整をすることになつておられます。特に特定の産業の消長に伴つて大きいダメージを受けるようなところにつきましては交付税の世界においても特別の手当をとつてあるところでございます。

○山口哲夫君 二言目になると交付税で面倒見ています、一〇〇%面倒見てないでしよう。交付税で面倒見られるのは七五%だけでしょう。あとの二五%は自治体が財源を捻出しなきゃならないのです。だからもう少し自治体のそういうきめの細かいところを大蔵大臣もつと考えてほしいと思うのです。大蔵省の主計局なんかも特にそうですが、予算編成やるときに。何か地方財政が豊かになつたというようなことを言つてゐるけれども、そんなマクロ的な考え方でやられては困るのですよ。もつと自治体の現状といふものを分析して、今不況地域で悩んでる私の出身の北海道なんかは、大きな都市だって今不況で大変ですよ。政府が予算措置しましたと言つけれども、そんなものは空説文であつて、何も我々の方には財源的にはふえていません。減る一方です。しかも、そういう中で補助率を切られたら一体福祉事業をどうするのだ、こういうことになると思うのですが、こういう補助率の削減でもつて国民にどういふ影響が出ていると思いますか。影響ないとお考えですか、大蔵大臣。

○国務大臣(村山達雄君) もう委員よく御案内だと思いますが、今度の措置によりまして、例えは生活保護の適用を受けておる方あるいはいろんな措置を受けておられる方、そういう人に対する付水準は変わりございません。問題は、それを国と地方でどのように分け合はか、こういう話でございまして、さつき自治大臣もおっしゃつておりますように、補助率といふものをどういうふうに考えるか、そしてまた現在の苦しい財政状況では

ありますけれども、国と地方の財政状況を見て、そして地方が困らないよう、また國もできるだけ困る程度を可能な限り少なくしまして、車の両輪でござりますから、お互いにそこは広い意味で勘案いたしまして合意に達するという仕組みでございます。このことは、何も今度の補助率の引き下げに伴う問題だけではございませんで、毎年の予算編成に当たりまして絶えず緊密な連絡をとつてあるところでございます。今後ともそのような考え方でまいりたいと思つております。

○山口哲夫君 住民に補助率の削減が悪影響をもたらしていると私は言つてゐるわけです。生活保護だけをとらえ、財源配分が変わつただけだからそれほど問題はないというような言い方では、これはとても納得できないです。生活保護だけの問題ではないです。福祉一般について、地方財政がこれだけ苦しくなつて抑えられれば、補助率がカットされれば直接福祉のいろいろな政策になつては返つてくるのぢやないですか。そういう点からいくと、広く住民に対してこの補助率のカットというものが相当マイナスの面が出てきている、住民福祉を抑えつけているという結果になつてくるのぢやないかと思うのですけれども、大蔵大臣いかがですか。

○国務大臣(村山達雄君) この趣旨は、先ほども

申しましたように、そのようなことを意図しているわけではございません。給付水準はやはり変えない、こういうことでござります。

○山口哲夫君 大蔵省の中で変えない変えないと

言つたって、現実には変わつくるのですよ。例

えばこれは予算委員会で出されたおたくの資料、

私は昭和五十九年度対平成元年度で比較をしてみ

たのです。そうしますと、例えは老人福祉施設を

とつてみると、国庫補助率が補助金の削減によ

ります。それは八五%に減つてます。

三・四倍になつてます。

○山口哲夫君 おっしゃるところがござります。

○国務大臣(村山達雄君) おっしゃるところがござります。

○山

それからなお、先ほど申し忘れましたけれども、所得が伸びてまいりますから、いわゆる一種の自然増でございますけれども、そういう意味で費用徴収がかかった上にシフトしているという要素が一つござります。

○山口哲夫君 順々がおそれば当然それに負担せ

とにかく、超過負担とかそういうものがだんだん福祉関係ではふえてくると思うのですよ。補助率が削減されている以上はやむを得ないということで、予算を組むときに自治体の財源というものをそちらの方に、相当超過負担を組まざるを得なくなるわけですよ。

す

河川補力率の削減の面につけては、この辺に付いては、いろいろと事情が異なる面があると思いますけれども、それにつきましては、中止上げましたように交付税等によつては、少しひらめいておられるというところでございま

もが所掌することとなる予算を前提とした
二、公共事業の事業費の確保と國の二、う

「…」とを
おりま

で出ているだけですよ。それぞれの負担の割合が。ペーセンテージから見る限りにおいては日本の負担がぐっと減つて地方の負担と自己負担がふえているということだけは数字が明らかにしているつです。そういう点からいへば、これは国が

自治体に与えられている財源が超過負担とかそういうものに、国が補助率を切ることによってそのカバーをせざるを得ないから、結局はそちらの方に金が集中するとやりたい仕事もだんだんできなくなっていく。そういったことは自治体の中では起

（レ）もと某 何が何事の背後の面でやつてゐる
自治体に對してそれなりの手當をしてゐると言ふ
うけれども、先ほど來言つておるようには、たゞこ
を一千二百億組んでおりますと、そら言うけれども
も、その残りの一千五百億くらいについてはこれ
は自治本が財源として手當しておなればならぬ

は、平成二年度までの暫定措置として補助率等の特例措置を継続することもやむを得ないといふうに判断したものでござります。

削減された分、逆にこっちの方がふえてきたということは、これは私ははつきりしていると思うのですがね。どうもその答弁では私は納得できないのです。

だから、国が今度補助率を削減した問題については、国と自治体との財源の配分だけであつて住きてくると思うのですね。私は、自治体一般からいけば当然そういうことは出てくると思うのです。

いし、調整債だつて一千四百億ですか、その分の義務教育に関係する問題は不交付団体は別としても、そのほかの問題については調整債はそれなりの手当てをしていないし、そういう点からいけば、決して自治本の財源というものは大蔵省の言

○政府委員(牧野徹君) 平成二年度までの間で、各省庁間で検討会を開いて総合的に検討するということになつておりますが、その際に、この場合において六十二年度のカット分についてもどへるのですが。

が、国と地方の補助率の差、これは現に暫定補助率を使っておりましたから、そういう意味では国との率が地方に比べて減つて地方の率があえる、これは当然のことだと思います、暫定補助率である以上は。

民にはしわ寄せがいかないのだ、そういう考え方にならないのだと思うのですけれども、自治大臣はどうでしょうか。

○政府委員紀内隆宏君) おっしゃることは、例え生活保護費であるとか措置費であるとか、そ

うように補助率カット分は手当てしているということにならない。そういうふうに思つております。

○山口哲夫君 それは事務当局の話し合いで決まつたことなんですか、それとも閣議でそういう方針になつてゐるわけですか。

率、負担率の問題ではなくて、費用微収そのものについて、一つは所得がだんだん高まることによる増収といいますか、費用微収の増、これはもちろんございます。それからもう一つは、費用微収全体のあり方についての見直しをその段階でやりましたので、そういう面はありますけれども、それは何も補助率の問題とは関係ない部分の増でござります。

ういうものについて、その点につきましては実際には補助率カットが行われて地方負担がふえた場合には、その地方負担分につきまして手当てをしております。地方政府計画に計上し、かつ交付税の基準財政需要額の算定上もその部分はしっかり見ていくわけでございます。恐らくおっしゃることは、そこはしっかりと見たとしてもそこに食われる財源ではかのところにしわ寄せがいくのではなかろうか、こういうお話かと思いますけれど

も私はそういう点では大蔵省としてはこういう補助率の削減についての手だてというものは、あと潤沢にやつてもらわなければならぬと思う。余り自治省ばかり押し切るようなことをやれば地域住民に直接しわ寄せがきますので、住民のしわ寄せという面を考えて予算措置というものは講じてほしいと思うのです。

それで、せっかく建設大臣に来ていただきまして、公共事業は二年間据え置きということになりましたので、

○山口哲夫君 地方自治体では、補助率が削減されますが、どうしたってそここの分野における予算組むといふことになれば辛くなるのですよ。予算組むときにおきまして。そういうことはできるだけやつぱり福祉の方には面倒をかけたくない、ということは予算を削りたくない、そういう考え方があるから結局自治体もなけなしの財源を福祉の方に持つていかざるを得ないわけですよ。そういうこ

ども、幸いにして平成元年度の地方財政計画の策定の過程を通じまして、これは団体によつてもちらん異なるのでござりますけれども、マクロの地方財政としてはそこそこに税の自然增收が期待できる。それから、交付税の方も国税三税等を初めとして比較的順調な伸びを示すということによりまして一応相応の水準を確保することができた、こういうふうに考えております。

なるのですけれども、これは単に据え置くことなんですが、あるいは国と地方の役割分担といふのですが、費用分担とか、そういうものを論議した上で見直す、そういうことになるのでしょうか。

御承知のとおり、昭和六十一年度の引き下げ分
というものは、三年間の暫定期間ではあるけれど
も、事業量確保のために臨時緊急避難的に再度の
引き下げを行つたという分でございますので、こ
と会を設置して総合的に検討を行う。この場合、
昭和六十一年度引下げ分については平成三年度か
ら復元するものとする。」ということになつております。

○政府委員(牧野徹君) 公共事業の補助率についてのおただしでござりますが、私どもとしてはま

討論会を設置して総合的に検討を行う。この場合、昭和六十二年度引下げ分については平成三年度から復元するものとする。」ということになっております。

で決めれば地方自治体の職員を勝手に使える。しかし二月の下旬といったら地方自治体では「一番忙いときですよ。あなた方は現場知らないでしょ。うけれども、大変な混乱が起きているのですよ。政府から言わされたから仕方がないからやる。これがそのままにならざるを得ないわけです。こういうやり方は中央集権です。こんなことが許されるなんてことは、ういう形で、住民の生活にプラスになるのだからです。そういうだけの理由で自治体は泣く泣く引き受けざるを得ないわけです。これが一度起きないように、私はもっと毅然とした態度でもって返上してもらいたいと思うのです、こういうやり方は、やるのなら公金扱いにしてきちつと機関委任事務にして、自治体は予算をきちつとしてやるというような、そういう正規のルールを踏んでやるべきだと思うのです。今後もあると思うので、十分そこは私は注意をしておきたいと思うのですけれども、最後に所見だけ聞いておきたいと思います。

に盛り込まれましたすべての措置につきまして、改めて国、地方の財政事情、国と地方の機能分担、費用負担のあり方などを勘案しまして、一体的、総合的な見直しを行った結果によるものでございます。いずれも最近における財政状況でござりますとか臨調、行革審答申の趣旨を踏まえて行われる財政止の措置でございますし、国の補助金、負担金等を通じて行われる措置でございますし、また財政資金の効率的使用を図るために行われる措置でもあるという共通の性格を有しておりますので、趣旨、目的が一つで、かつ一体をなします。おるというふうに判断をしておるところでござります。こういうことで一括化をしたわけでござります。

一括化の首領としたとして、この新規事務事業の見直し等につきましても一括化という前例があるということで御理解を賜りたいと思います。

○山本正和君 やっぱり大臣に答えていただきたいのです。要するにこういう形でもつて一括法案という格好で、これは補助金でありますけれども、こればかりじゃなしに、いろいろと大蔵省として例えれば財政法に基づいていろんなことをしなきゃいけない、いろんな大蔵省の役割ありますね。しかし、こういうふうに各省庁にまだがつて、中では例えば文教なりあるいは福祉なり国の基本政策にかかるような問題も幾つかあるわけですね。それをこういう一括法案という形でもつて出すということは、これは通常の形として大蔵省はお考えになつているのかどうなのか、これをひとつ大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(村山達雄君) これはやっぱり従来の経緯が一つあると思います、六十一年度のやリ方、それから今政府委員から申し述べましたように共通の目的を持つておる、それから国と地方との関係である、こうしたことから言いますと、そこで大きく括弧でくくれるのじゃないか。考え方によりましたら、一括して討議していただいた方がむしろすぐれてる面もあるだろう。いろい

○國務大臣(村山達雄君) 今度このような形でお出ししたのは、ただいま私が申し述べたようなことがあります。
今後の問題でございますが、今度は行革審がもつと広い幅でいろいろ考える、こう言っておりまして、それに基づいて政府は何からやるときにはそのときには何をやるのか、そういうものを十分踏まえまして、国会の審議が十分行われるよう工夫してまいりたいと思っております。
○山本正和君 私は、厚生省それから文部省の関係法案を担当して勉強してみたのですけれども、例えば厚生省関係の法案でも、これは明らかに性格の違う法案、要するに国が負担すべきものとつきり明定されている法案あるいは補助金をもつて措置するもの、補助金と負担金は性格が違うと思うのですね。それから文部省の法案でも、義務教育費国庫負担法という憲法で明定されているところの教育の義務にかかる法案もある。そうかと思つたら、これはさまざま其他の省庁を見る

○**國務大臣(村山達雄君)** それぞれの根拠法でその法律がどういう意義を持って制定されたか、これはやはり十分に今後とも引き続き考えていかなければならぬと思つております。

しかし今度は、一面におきまして例えば生活保護の問題でござりますけれども、確かに生活保護法できちんと決まつております。しかし、基本補助率といつても全額ではなくて十分の八、こういうことになつておるのでござります。それからまた、その後の変化を考えてみると、昭和二十年代は救貧、防貧という考え方で進んできたのではないか。国民生活というものはその後、皆保険、皆年金、こういうものが非常に広く伝わりまして、さらに各種の福祉行政が展開してまいりました。ウェートでいいますと国民生活の基盤としてはそちらの方が非常に広がってきたという事実も考えねばならぬと思うのでござります。そしてまた、検討会が言つておりますように、補助行政というものの長所、これはたくさんあるわけですね。しかし、そのまた弊害もあるわけでございます。そういうことを総合的に考えながら、やはり総合判断の問題が、最も常識的な、国民に受け入れられただしておきたい。

るような総合判断が一番大事なんじゃないか、そういう考え方に基づいて各省庁が詰めておるわけでござります。

今後といえども、恐らく行革審で幅広いところ
でいろいろな提言が行われると思いますけれど
も、それを踏まえて政府間で何らかの協議を行う
場合も、ただいま私が申し述べたような観点で各
省が十分に意見を闘わせ、そしてその意見のまと
まったくところで出していくべきではないか、こう
考えております。

○山本正和君 私が大臣にお尋ねしているのは、要するに、こういうことは今後もあり得るのだ、こういうふうに大蔵省はお考えになっているのかどうなのかということなんです。ですから、生活保護の問題については改めて大蔵大臣の御認識を後でお伺いしたいと思いますけれども、今のところ私がお尋ねしているのは、こういう補助金等の整理法案と、いう形で各省局にまたがり、場合によつては国的基本方針にもかかわるような問題を一括法案としてお出しになるということは、今後も果たしてこれが通常の形で行われ得るのかどうなのか、それについての大臣の見解を承りたい、こういうことです。これについてすばりお答え願いたいのです。

○国務大臣(村山達雄君) 今後のことでございま
すし、また、どういう勧告が行われるか、仮定の上でにわかに言えませんが、強いて言えば、絶無である、ないということを断言するわけにはまい

○山本正和君 通常の形ではないということでお尋ねになります。それでは、お尋ねになりますね。

○國務大臣(村山達雄君) この一括的なやり方が非常に、何といいますか、特殊な問題であるというふうなことを考えれば、そういうある問題ではないだらう、こういうことです。

○山本正和君 それでは次の問題に入つて、いたいのですが、大蔵省が「隠れ借金」解消急ぐ」というやつで、「大蔵省 優先順位つけ」というので、こういう記事がきょう日経新聞に載つております

ます。これは例の年金の支給年齢の繰り下げる問題等も絡んで、厚生年金の繰り延べということがずっとやられてることについては、恐らく大蔵省の中でもいろんな議論がある中でこういうのが出てきたのだろうと思うのですけれども、こういう発想でいくのならば、この法案の中で提案説明に当たって、例えば厚生年金というものについてはかくかくしかじかの考え方でござりますといふものが趣旨説明の中にあってしかるべきだといふうに私は思うのですね、一つは。

それからまた、大変に不思議だと思ったのは、厚生年金関係は国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案と、いう今回提案されている法律案が出ている。それから、健保関係のは平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案が出ている。ですから、大蔵省は本当にこの今度の四十四法案に絡む補助金等の統合、整理、こういうふうな問題について一体どういう観点で言っているのだろうかと。

例えば、ですから厚生年金の問題を何とかやろうという気持ちがあるなら、そういうことも含めながら今度の提案については御説明があつてしかるべきだと思うのですけれども。ですから何か知らないけれども、もう場当たり的に四十四法案に関係するものをさつと持ってきて、行革審の言う補助金というのは二分の一、比較的住民本位のものは三分の一、国の分は三分の二というところにしゃにむに突っ込んだという感じがしてならないのです、私は。こういうふうな形での整合性の問題については一体大蔵省は、事務当局どういうふうにお考えになるのか、その辺説明してください。

○政府委員(篠沢恭助君) まず、本日の新聞記事は私も拝見いたしましたが、この繰り延べの問題を今後財政再建過程の中でどう処理をしていくかというのは極めて重要な課題と考えておりますが、この新聞にござりますように、優先順位的なものをつけてどうするかこうするかといったよう

なことが書いてございますが、私どもまだそこまでの検討をしたわけではございません。いずれにしても、全体としてこの問題を重要な問題として考

○山本正和君 詳しく御説明になつてゐるのです
けれども、なかなか一般にはわかりにくい、正直
言いまして。

なことが書いてございますが、私どもまだそのまでの検討をしたわけではございません。いずれにしても、全体としてこの問題を重要な問題として考えていただきたいということでございます。
それから、この法案の中で厚生省の関係では厚生年金への国庫からの繰り入れの特例分が盛り込まれておるわけでございますが、他方財源確保法保険料に単年度の繰り入れ特例といたしましての政管健保への繰り入れ特例といふものがございます。
この取り扱いでございますが、まず厚生年金の繰り入れ特例につきましては、御承知のとおりこれが臨調第一次答申の趣旨を踏まえました行革閣連特例法、昭和五十六年の秋に成立いたしました行革閣連特例法で初めて五十七年度から措置されまして、結果的に六十年度までこれが続いたわけでございます。さらに六十一年度の、前回の補助金特例法におきまして、他の補助金等に係る措置と共に通の性格を有するものとして一括して措置がされたところでございます。そして、今回の法案はこの六十一年度の補助金特例法に定められたすべての措置につきまして改めて検討を行い、所要の措置を講じたということでございます。そして、それを総合的に御判断を賜りたいということことで、六十一年度と同様の形で法案の提出を行わせていただいているところでございます。

○山本正和君 詳しく御説明になつてゐるのでは
けれども、なかなか一般にはわかりにくい、正直
言いまして。
今の問題はまた後ほど出てまいりますからちよ
つと若干おきまして、この厚生年金の繰り延べ関
係だけまず最初に厚生省も含めて質問をしておき
たいのですけれども、これは附帯決議が昭和六十
一年の延長の際に行われている「厚生年金等に
対する国庫負担の繰延べに係る元利の返済に当た
つては、計画的かつ速やかに行うこと。」と。そ
して今回ちょっとと少し措置されている。しかし、
実際は六十年度までの分、六十三年度補正予算に
おいて返済されたとしてもまだ不十分、これはも
う御承知のとおりですね。厚生省もこのぐらいは
よく知つてゐる。六十一年度以降の分についても
早急に返済すべきだ、こういう基本線はこれは厚
生省も大蔵省も双方とともに共通の理解に立つてい
ると、こら判断してよろしいか。
○政府委員(篠沢恭助君) 厚生年金の国庫負担金
の繰り入れ特例措置の考え方でございますが、平
成二年度までに特例公債依存体質から脱却をする
という目標の達成に向けてのもらもろの財政措置
がございまして、その中で関係省庁の御協力を得
ましてこの歳出の繰り延べとして指摘されるよう
な措置も残つておるわけでござります。
他方、六十三年度の補正予算におきまして、御
承知のとおりでございますが、六十一年度決算剩
余金のほか、予想外の税収の伸び等によりまして
一時的に財政事情に余裕が生じましたことから、
この際、法律上繰り戻しが義務づけられておりま
す問題でございますので、この厚生年金のこれま
での繰り延べ分についてその一部、一部と申しま
しても昭和五十七年度から六十年度までの四年度
分でございますが、これを合計一兆五千億、利子
込みで一兆五千億ということになりますが、これ
を繰り戻しまして特例公債の減額とあわせまして
財政体质の改善を図りたいという措置をとつたわ
けでございます。

いずれにいたしましても、平成元年度予算の方では別途特例公債減額といったような要請の中でも予算編成上こののような措置をお願いしておりますが、いざれにしましてもこの厚生年金の繰り入れ特例に対して後年度どういうふうに対応するかということについては重要な問題としてこれは対処してまいりたいというふうに考えております。

○山本正和君

厚生省はどうですか。

○国務大臣(小泉純一郎君)

厚生省としても、昭和六十一年度以降の特例措置による国庫負担金の減額分については、運用収入の減額分を含め、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後、できる限り速やかな繰り入れに着手し、計画的に繰り戻しを行うというのが現時点における方針でありますので、これらの減額については本来速やかに繰り戻すべき性格のものだと私も認識しております。

○山本正和君

さつき次長さんのお話で、まだ日経新聞のようなことには意思は固まっていないとお話をですが、日経新聞の記事はかなり具体的であるし、「時期については財政状況をみながら決めるが、早ければ平成二年度中にも繰り延べ分を完済する。」ここまで記事が載っているわけですね。一兆三千億という六一年度から六十三年度までの分もこういうことで措置したい、こういうことが大蔵省の間で議論されているとなると、厚生省の方はもっと気合いを入れて、こんなものはすぐ返さぬとどうにも困るぞということで頑張つてもらわなきゃいけないと私は思うのですよ。

というのは、私、社会保障制度審議会の委員にさせてもらっていろいろ議論を聞いています。そうすると、厚生年金に手をつけたということに対する非難が非常に強いのです。しかも、その中で非常に重要な位置づけがされているこの厚生年金から国がお金を借りる、隠れ借金をしている、これを一日も早く返済すべきだ。それはどんな財政需要が出るかわからんから必ずということ

は言えないにしても、とにかく早急にこの問題は解決したいということを厚生大臣と大蔵大臣と両方からひとつ御発言願いたいのです。

○国務大臣(村山達雄君)

おっしゃったような趣旨のことは、今回のこの補助率の改定に伴う厚生大臣との覚書でも交わしておりまして、この赤字公債脱却をできるだけ早い機会に着手いたしました。それから両大臣の間でその具体的な問題は協議する、できるだけ早い機会に着手するというごと、それは両大臣で協議を進めますという覚書を交わしておりますので、この問題は中でも一番大きな問題だと考えておるところでございます。

○山本正和君

ひとつこれは早急な解決をぜひお願いしておきたいと思います。

それから、先ほど大蔵大臣も触れた生活保護の問題で少し考えていいきたいのですけれども、これは從来十分の八であったものが今度は四分の三、七五%、こういうことになつてくる。

この生活保護の問題を国会審議の歴史でずっと見てみると、随分大きな、非常に激しい政治問題といいますか、大臣が辞職されるというような問題まで含めて、生活保護の問題というのはいろいろある。ただ、四十年前の生活保護の状況と我が国の今日の状況とは違う。これはみんながよく知っていることです。私も社労に属していますから、生活保護の実態についても調べたし、厳正にやれということを言つたりもしているのです。

しかし、生活保護といふものの思想は、これは一体どうなんだ。要するに、我が国が世界に誇り得る施策として生活保護の問題に対応していると言いつけるかと私は思うのです。となると、本

題といいますか、大臣が辞職されるというような問題まで含めて、生活保護の問題といふのはいろいろある。ただ、四十年前の生活保護の状況と我が国の今日の状況とは違う。これはみんながよく知っていることです。私も社労に属していますから、生活保護の実態についても調べたし、厳正にやれということを言つたりもしているのです。

ところが、今ここで議論されている補助率問題

というのは、もちろん中身は議論されていると思ひますけれども、どちらかといえば財政の観点から、要するに自助努力だとあるいは自治体に対して責任をもうちょっと持つてもらおうとか、そ

ういういろんな発想の中できているのですけれども、これは国が何としても生活保護だけは面倒見

いませんけれども、どちらかといえば財政の観点から、要するに自助努力だとあるいは自治体に對

して責任をもうちょっと持つてもらおうとか、そ

ことではござりますけれども、それだからといつて生活保護に関するこの重要性、日本における、これはいささかも変わるものではない、このように考えているところでございます。

○国務大臣(小泉純一郎君)

生活保護は大変重要な問題であり、日本にとりましてもこれから福社会を維持発展させていく上においても非常に重要な制度であるといふに認識しております。

○国務大臣(坂野重信君)

兩大臣がおっしゃいましたように、生活保護といふことはまさに基本的な大変重要な問題でございます。それで、不十分でございましたけれども十分の七・五と、恒久化した補助率の中では一番高い補助率にとどめたわけでございます。

○山本正和君

特に厚生大臣に、これは御承知だと思います。されども、昭和二十一年、首相、内閣改造断行、通産相に愛知揆一氏、厚生は草場隆圓氏、これは当時厚生大臣が大蔵大臣と激突をした、生活保護費の問題で職を賭して生活保護基準を守つた、それに端を発した内閣改造なんです。ですから、我が国が社会福祉といふものは、先人の大変な並み並みならぬ御苦勞の中で今日に来てゐると思うのですね。

○山本正和君

特に厚生大臣に、これは御承知だと思います。されども、昭和二十一年、首相、内閣改造断行、通産相に愛知揆一氏、厚生は草場隆圓氏、これは当時厚生大臣が大蔵大臣と激突をした、生活保護費の問題で職を賭して生活保護基準を守つた、それに端を発した内閣改造なんです。ですから、我が国が社会福祉といふものは、先人の大変な並み並みならぬ御苦勞の中で今日に来てゐると思うのですね。

○山本正和君

ところが、今ここで議論されている補助率問題

いうのは、日本国民にとって最後の生活のとりで生活保護についてのいろんな議論があることは、そういう、日本国民であつてよかつたといつてこれははいささかも変わるものではない、このように考へていておきたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君)

議論ではなくて、生活保護の重要性を認識しつつ、やはり國の責任といふことで総合的に考え、いろいろな補助率の中でも最高水準を維持すべきである。十分の八がいいのか十分の七・五の方がいいのかというのを、それぞれ議論が分かれるところであります。財政再建も福祉政策を進めていく上において非常に重要なものである。総合的に勘案し、福祉の低下をもたらさないという確信を持ったがゆえに十分の七・五でよろしいというふうに判断した次第でございます。

○山本正和君

いろんな数字がありますから、これは大臣ごらんになつておると思いますけれども、この前の生活保護基準の切り下げ、それ以降やつぱりいろんな影響が出ているわけですね、現

場では。

それから、私は単に 5% の問題じゃないと思う。基本的には政治姿勢の問題、そのところが一体これでいいのだろうか。5% 切り下げました、まあ一番高いところですから、これは自治大臣もおっしゃいましたけれども、確かにそういう意味での位置づけはされていると思うのですよ。しかし、八割であったということの意味を、なぜ 5% 削るのだということを国民が本当に納得できるというふうにお考えでしようか。要するにそれはお金の問題だということしか最後は理論づけないんじゃないでしょうか。なぜ八〇% を七五% にしなきゃいけないか、国民がわかるとお思いでしょうか。その辺はいかがですか、御見解は。

○國務大臣(小泉純一郎君) 私も、十分の八が十分の七・五になつて実際の福祉の低下をもたらすあるいは生活保護行政の水準の後退をもたらすといふように判断したならば、これは認めることができなかつたと思ひますが、そうではなくて、国と地方の機能の分担あるいは役割の分担、費用負担のあり方、それでなおかつこの補助率が一般の補助率に比べて最高水準を維持している。現に、実際の生活保護行政に当たる方は地方の方であるということを考え、お互い役割とか責任を考え、そして実際に生活保護を受ける方の水準が後退しないということの上に立つてこの四分の三について決断を下したものでありまして、私はこういう結果になつたからといって生活保護行政が後退するとは思つておりませんので承知いたしました。

○山本正和君 これは数字を見ていただいたらわかると思うのですけれども、五十九年度以降の保護率、保護人員、それが減少しているといふ大きな問題が実際はあるわけです。しかしそういう中で、私はこれはどうしても国民感情からいいたら八〇% が七五% になつたのだなど、これはだれが何と言つても後退だというふうにしか見ないと思うのです。しかし、ここで私がこれは大臣にお尋

ねるべきことじやないかもしませんけれども、例えは政府・与党の中で社会労働関係の権威の方も随分たくさんお見えになるのです。与党の中では本気になつて議論したのですか。それから、もつと言ひ、本来まず社会労働委員会で徹底的に議論すべきものだと思います。それが、先ほど冒頭に言いましたけれども、一括法案でばさつと持ってきて、四十四法案の中の一つです、補助率の問題です、行革審々々ですということでは、国民のこの種の問題に対して知る権利あるいは聞く権利が少々おかしくなつてゐるのじやないかという気がするのです。その辺については、御見解はいかがですか。

○國務大臣(小泉純一郎君) 与党のそれぞれの意見がどうであったか、こうであったかということは、私の立場から言うのは適當かどうかわかりませんし、私自身与党の議員それぞれ一人一人がどういう意見を発したのかということまで詳しく知りませんが、いろいろな議論を重ね、厚生省内部あるいは大蔵省当局といろいろ十分な討論、議論を重ねた上でこういう結論を見たということを御理解いただきたいと思います。

○山本正和君 ですから、役所の中では、厚生省、大蔵省の間で相当突っ込んだ議論があつただろう、これは私もわかります。しかし国会に提案する段階で、与党内の議論というものが、さらに与党内の議論がまとまつたとしても、国政のこういう場で、少なくともこの種の問題については責任を持つていてる常任委員会でもって議論をすべきであると私は思うのです。その点については、かがですか。今日はここまでできていますから、これを今やれということは私は言いません。しかし、本来どうあるべきだということについての大臣の見解を承りたい。

○國務大臣(小泉純一郎君) もちろん与党内には政務調査会といふものがございまして、各部会もあります。厚生省関係の部会としては社会部会とか、あるいは労働省でありましたら労働部会、大蔵省は財政部会、それぞれ部会の議論を重ね、部

会の了承を得、その上に今度は政務調査会、この中で議論もし了承を得、さらに総務会の了承を得て結論を得て法案として上がってくるものでありますので、与党内においては当然議論があり了解を得て提出されたものであります。

○山本正和君 ひとつ、与党内部での論議等も含めて、生活保護問題、基本的な立場からぜひもう一遍議論をしていただきたい。これは特に担当省庁ですから、厚生省の中でもっと過去の歴史をさかのぼって、そして生活保護の実態、本当にいろんな問題点がたくさんありますけれども、そういうことも含めて十分な御検討をお願いしておきたいと思います。ぜひ次の年度では八〇%に戻すよう位に何とか頑張っていただきたい、こう思いましょう。これは私どもの方からも盛んに言いますけれども、そもそも、今度はもう与野党を通じて社会労働委員会でこれを何とかやろうということを提案していると私は思っているのです。本当におかしいです。これはどう考へても説明しようがないのです。あなたたち国会で何しておつたのだと、こう言われる。その辺はぜひ今後の問題として、特に大蔵省、どうしても財政の方に目が向きがちでござりますから、その点については十分ひとつ御検討願いたいと思います。

○次に、これは法案に直接は関係しませんが、老人保健の問題でちょっとと聞いておきたいのです。これは大変な老人保健拠出金の増加がございます。六十二年度の決算状況、これを見ると健保組合は拠出金のために赤字になってしまっている。一体これはどうなつていくのだろうかとい健保組合にしていろいろな影響がきてる。こういう問題に対して一体今後どういうふうな格好でこの問題というものは公済組合にしてもあるいは健保組合への大変な心配があるのです。老人保健問題に対するもので、一休国は今後どういうふうに考えていくのだろうか。例えば現行国二割、地方一割となつてある公費負担率というのがありますね。そういうふうなものも含めて実際の話、老人保健問題に対してもいろいろな影響がきてる。こういう間題を考えて、いこうとされるのか、ひとつこれだけ

お聞きしておきます。

○**政府委員(多田宏君)** 老人保健制度につきましては、平成二年度に制度を見直すという法律の規定がございまして、現在老人保健審議会で検討を始めたある状況でございますので、その結論を待つて対処していきたいと考えております。

○**山本正和君** 審議会での議論というものは確かに自由な形で討論がされ、意見が述べられるべきでありますけれども、やっぱり主管省庁が一定の方針性というものを持っていなければなかなか議論というのは詰まらないと思うのです。ですから今老人保健問題、いろんな議論がでていますけれども、要するに現在の公費負担割合三〇%、これはこのままでいいのかどうなのか。私は全額なんと云うことは言いませんよ。例えば五〇%ぐらいにすべきだというふうな議論は、これは諸外国等も含めいろいろ考えて、我が国の状況を考えた場合にそういう議論があつてしかるべきじやないかと思うのですけれども、そういう問題は省内では議論されたことはありませんか。

○**政府委員(多田宏君)** 先生御承知のように、老人医療費の公費負担割合というものにつきましてはいろんな議論があつてこういう分担関係になつてているわけでございますので、この率を変えるということについてはかなり制度の根幹に触れる問題だらうと思っております。したがつて、軽々に私どもの方で今どうこうというようなことを申し上げる段階ではないのではないかというふうに考えておる次第でござります。

○**山本正和君** とにかく現在のままでいきますと、これはもう健康保険組合の財政は破綻する、このままの状況でいくと、しかも一番議論されたのは、政府は消費税導入は高齢化社会への対応だと言ひながら、今度の平成元年度の提出された予算の中には——健保組合はとにかくこのままでもう財政が破綻するということで大変今健保組合の当事者の方々は心配してみえますし、また加入している組合員、これはもう大変な数ですけれども、その人たちも大変な不安感がある。しかし、

政府は消費税出すときに、要するに高齢化社会に対応する、こういうことを盛んにおっしゃっていきますね。ところが平成元年度予算案を見ると高齢化社会に対応する予算というのがどこを見てもないわけです。ですから、この前の社会保障制度審議会での議論の中でも、学者の方々からかなり出た意見は、消費税というのは高齢化社会に対する対応というのには本当にあつたのですかとみんな首をかしげるわけです。大蔵大臣、消費税導入と高齢者問題とそれから平成元年度予算、元年度予算でやらないなら二年度でやるものかもしれませんけれども、その辺についての今後の御見解をひとつ承っておきたい。

○国務大臣(村山達雄君) まず、税制改革の方でございますけれども、高齢化との関係でございますが、今の改正前の税制というものは、個人についていいますと所得税に非常に偏っている。所得税は御承知のように稼得所得に課税するわけでございます。それから一方、消費税は非常に古い形の個別消費税である。今日、個別消費税で消費に関する負担の公平を期するということは非常に難しくなってきておる。こういうことが第一あります。それから、こう考えていきますと、言つてみますと、高齢化社会に向かいますと所得を稼得する人の数は急速に減っていくわけでございます。一方、消費人口は人口の増加に従つてあるわけでございます。そういう長期展望に立ちますときには、税制が稼得所得にウエートを置くものから消費にウエートを置いた方がよろしいということは当然のことであろう、こう思つたわけでござります。

もう一つは、税収の安定の問題でございますが、所得課税、特に法人税が非常にフラクチャートすることは御案内とのおりでございます。その意味では安定したものにしたい。消費の方は非常に安定しております。

それから、歳出の方でございますけれども、一番大きなのは在宅三本柱というものに思い切って

力を入れているところでございます。それ以外でもそれぞれ、生活保護の水準の引き上げあるいは措置費のあり方、老人福祉年金のあり方、そういうふうに当面配慮をしております。そして、物価スライドの関係は完全スライドいたしまして、平成二年度以降は平成元年度の物価の実績で当然スライドしていく、こういう仕組みにいたしておりますところでございます。

○山本正和君 大臣が大変丁寧にお話しになるものですからかみ合わないのですが、私がお尋ねしておった中身は、消費税導入というときの理由づけに高齢化社会に対する対応ということを言っておられた。だから、それが例えば平成元年度予算の中では消費税の導入によつて增收分が2兆何がある。そうしたらそのうちの仮に三分の一は厚生省に上積みしましたよと、極端なことを言えども、それが高齢化社会に対する対応ということを言つておられた。だから、それが例えば平成元年度予算の中では消費税の導入によつて增收分が2兆何がある。そうしたらそのうちの仮に三分の一は厚生省に上積みしましたよと、極端なことを言えども、何か散らばつてしまつて、全体の予算を見ると厚生省の予算はちつともふえていない。こういうところが大変、何か知らないけれども、国民からは逆にまた消費税、大蔵大臣は一生懸命になつて消費税の宣伝をしておみえになるけれども、不評の原因の一つです。ですから、ひとつ次年度、私は消費税はことじゅうにつぶれると思うのだけれども、もし残るのなら、来年度はこうしましたよと邊はひとつ大臣どうですか。

○国務大臣(村山達雄君) これは二十一世紀に向かっての公平な税制をつくる、それから歳入構造を所得、資産、消費、これにバランスを置いたものにしたいという長期計画なのでございます、税制の改革は。

消費税が予定以上に入つたとかなんとかという話でございますが、消費税は当然一般財源で考えているわけでございまして、社会保障にもし重点で何かしたとすると税金のどの部分が充てられたか、これはちょっと言い切れない、それが要するに一般財源です。その方が全体として財政は効率が制定された経緯、義務教育費国庫負担法が、これが生まれた経緯、義務教育費国庫負担法

いうことでございます。

○山本正和君 どうも大蔵大臣のお話はずっとぐるぐる回つてしまいにはわからなくなるのですけれども、私が要望しておきたいことは、消費税が私どもの考え方、国民世論からいってこれは本年度中に廃止されるのじゃないかと私は確信しているのですけれども、仮にもし残ったとした場合には、これはやっぱりちゃんと消費税というのには位置づけましたよと、それをやらぬことには政治家としての公約違反になりませんか。だから、来年度の平成二年度予算にもし消費税が残つておつたら、厚生予算は例えは今までの伸び率よりもこれだけ伸びましたよといふものがおぬことにはおかしいのじゃありませんか、こういうことを言つておきます。

それで今度は、文部大臣に来ていただきまして、大蔵省も自治省も含めて義務教育費国庫負担問題で少し質問をさせていただきたいのです。実は、昨日衆議院の大蔵委員会を傍聴しておつたのですけれども、リクルート問題で高石前事務次官問題が取り上げられていろいろやつておったのですが、私はこう思つておるのです。文部省といふところは一番清潔で、どっかといえれば利権なんかはほとんど関係のない、そして仮に文部省のお役人をおやめになつても比較的恵まれないボストンにしかけない、いわゆる國民から見て非常に清潔な、そしてそういう中で、私自身も随分の方を存じ上げておりますけれども、本当に立派な方が多かつたと思っておるのです。高石さんといふのは特別だと私は思うのです。もう突然変異みたいに出たのじゃないか、こう私は心配しておるのです。ですから、文部省内でああいう特別な方を重視しようという中でこの義務教育費国庫負担法ができているわけです。そして、学校の職員といふものは校長先生を中心にして用務員さんに至りまでみんなで一丸となつて子供に当たるのであります。役所ではないのですね、会社でもないので、何としても学校がまとまなければ本当に子供の教育ができない。

御承知でございましょう、専門家ですから。私が思うのは、大正以来あるいは明治以来、学制発布以来、日本の国が今日こういうふうになつてきた背景、これは義務教育の早急な普及だと思つております。今日、経済大国とかなんとか言っておりますけれども、ほとんどの日本人がみんな字が読める。読み書きそろばんができるということを達成したのはうんと早いのです。しかし、そのためには、これはやっぱりちゃんと消費税というのには払つた明治以来の地方住民の犠牲というのには大きなものです。

私は三重県出身ですが、三重県の大台町、もつと小さな村だったのですけれども、その村長さんが大正時代から昭和にかけて義務教育費国庫負担ということで大変な運動をされた。全国を走り回つて、そして当時の国会に一生懸命働きかけて、この義務教育費国庫負担法というのが大正昭和十八年になつてどうやら格好がついた。それまでもさまざまなることがあるのですけれども、その方をしのんで胸像を三重県に建てたのです。

そのときに、いかに大変なことか、教育ということのために住民に、父母にかける犠牲、自殺者などが何人も出ているのですよ、町村長さんに、金がない。しかし、明治政府は日本の国を一挙に先進国に近づけるということのために大変な命令をしたのですよ、お金は出さないで。その中で市町村が大変な犠牲を強いられながらやってきた。戦後、私は記憶しておりますけれども、昭和二十二年に六三制ができた。六三制ができたときに中学校を建てなきゃならぬ。金がないのですよ。国も金がない。みんな地域の住民が金を出してつくつたのです、青空学級というものを。そういう中で、国がそういう明治以来の義務教育というのを重視しようという中でこの義務教育費国庫負担法ができているわけです。そして、学校の職員といふものは校長先生を中心にして用務員さんに至るまでみんなで一丸となつて子供に当たるのであります。何としても学校がまとまなければ本当に子供の教育ができない。

定な要因が多く、その将来推計というものを行なうことは極めて困難でございますが、たばこ税を恒久財源として措置をしたということについては不適切であるとは考えていない次第でござります。

○山本正和君 私の友人のお医者さんがこのことを聞いて、一体どういうことになるのだろうか、なぜたばこ税の方をここへ持ってきたのだろうか、ほかにもあるじやないかと。というのは、從来の料飲税が6%に、三三三三になつた。その分を例えれば地方にくれるとかなんとかして。何で不健康なたばこ税を厚生省の健康を一番預かるところの足りない部分にそれを持っていくのだと。何かいわゆる、たばこにした方がいいという理由が大蔵省としてはあつたわけですか。

て、ほかに確たる理由がないにもかかわらず三割以上の値上げをする場合、これは便乗値上げのおそれがあると考えて一応対応することにいたしております。それからもう一点は、物品税等の廃止がございました。それに見合った適正な価格の引き下げが行われていない場合、これも便乗値上げの可能性がございます。したがいまして、そういう適正な価格引き下げが行われているかどうかといふことは、さらに一層調査を進めてまいりました。こういうふうに考へておられるところでござります。

確かにございますが、そういうふうに業種として非常に限られたものでございまして、これが横に広がつて一般化するというような気候は全く見当りません。それで、先ほど申しましたように、そういう苦情が参りましたデータを、どういう業種が多いのか、またどの程度の値上げになっているのか、それから地域別に何か特徴があるのか、そういうことを調べまして、これは四月一日以前の先行値上げではないかといふ苦情がいろいろ参っておりましたが、それとほぼ業種としては共通をいたしております。そういうこともござい

判も確かだござります。
ただ、経済企画庁自体は非常に職員の数もございませんし、もちろん国の職員を動員いたしましても、苦情が来るたびに一件一件飛んでいって物理的情を確かめて対応するということはまず物理的には不可能でござります。したがって、消費者からざらに情がございましたときには、店の方の値上げの理由といふものをよく確かめて、それから周りの店との値段をよく見比べて、直接苦情を言つていよいよ決める場合を除いては、あるいは決してその選択を変えていただけた場合は、変わっていたんだ

いは高級品、そういうものを購入している人は多いです。一・二%になるとと思うのです、確かに。しかし、そういうことに縁のない人、いわゆる庶民大衆、生活保護とかあるいは年金生活とかをしている人は、とともに大体生活品が3%上がるのですから三〇%値上がりは間違いないのです。その上に今便乗値上げが重なってくるわけですから、実際に受ける感じといふものはそれこそ四、五%、六%物価が上がったと受け取るわけですね。また事実そのとおりになるでしよう。その点を政府は、消費税を導入したことによつて物

それから、そういうものにどう対応しているか
というお尋ねでございますが、まず最初に申し上
げますと、我々もこの四月一日以来、数はまだ限
られた範囲でござりますけれども、一般的のスー
パーあるいは商店街等をいろいろ見て歩いており
ます。これは私たちの大臣も申しましたとおり、
一般的のスーパーあるいは商店街等では非常に平靜
な転嫁ということが進んでおりまして、大きな混
乱は全くない、というふうに考えております。一般
の商店の場合には便乗値上げというようなこともほ
とんど起きていないというふうに考えておりま
す。

まして、既に関係省庁には一層十分配慮、指導をしてもらうようにお願いをしてあります。それから中にもし共同行為的なおそれがあると、いうような場合がありましたら、公正取引委員会の方に十分調査、対応してもらうように、といふうにお願いをしているわけでございます。今後ともそういう考え方で対応を進めてまいりまして、ごく一部と思いますが、ただいま部分的に出ております便乗値上げというものが決して地域的にも業種的にも横に広がるようなことのないよう十分対応してまいりたい、こういう考え方で臨んでおります。

というようなことで、消費者自身が対応してしまった。しかし、価格自体を我々が改めさせると、権利は全くないわけでございますから、先ほど申しましたように便乗値上げというのが一般に横行しまったように世論を喚起する、それから個人の消費者の方々に対応していくと、どうしたことかが、対応の方法の限界であろうというふうに考ります。

○中野明君 だから大蔵大臣、結局、便乗値上げだつて、組合に入っていない人が個々にやらねばなら、消費者は自分で身を守る以外にないというふうなことで、大変な混乱がこれからますます起ります。

価は一・二%しか上がりませんよという宣伝だけでは国民は絶対納得しないと思うのですが、その辺は大蔵大臣、どう考えておられますか。この逆進性の典型的な例ですね、この点どうでしょか。

○國務大臣(村山達雄君) 今消費者物価の話でございますが、経企庁の計算はもう御案内のとおりございまして、他の条件が変化しなければ消費税それから既存間接税を全部または一部吸収している、それを入れば大体一・二ぐらいである、こういうことでござります。

その他の条件というのは、基礎で言いますと

ただ、私どものところの相談窓口でありますいわゆる物価ダイヤル、これは昨日までの四日間で千五百件ぐらいの件数がかかるておりますが、その三分の一ぐらいが便乗値上げではないかといふことに関する苦情であることは事実でございます。中には誤解に基づくものもございますけれども、確かに便乗値上げではないかという苦情が件数としては多くございます。

○中野明君 それで、今のお話にもありました
が、それぞれの所管の省庁に連絡をして指導して
もらうと、いうような方法をとられておると思うの
ですけれども、業界の組合に入っていない人、今
いろいろ言われましたクリーニングにしてもある
いは理美容にしてもあるいはそばとかそんなもの
にしても、組合に入っていない人の指導はどうな
るのですか。どうしようもないでしょう。その点

つてくると思うのです。今経企庁の方へ来て、いよいよ
のは、もうごく限られた人たしか出していないらしい
と思います。我々もこれから実態調査をしますけれども、
これは大変な問題になっています。

そこでお尋ねをするのですけれども、この消費
税を導入したことによつて物価が何%上がるとい
うふうに政府の方は見ておられたのですか、そや
をちょっと。

○・八、現在の状況では消費税以外の要因で上昇するのじゃないか、こういう計算をしているわけでござります。そのもとの方のものが一体どうなるのかというのも、これは密接な関係があるわけでございましょう。ですから例えて言いますと、田レートが昨年に比べてどうなるかという問題がございましょう。また金利動向もあると思います。その他原油価格、これは非常に大きな影響を持つ

それで現在、そういうデータを整理いたしました。いかに対応するか検討しているところでござりますが、従来の傾向を申しますと、こういう便乗値上げではないかと思われる価格改定を行つて、いる業種は極めて限られております。それは大体新聞等に載つているものと同じだと御理解いただいいわけですが、飲食店関係、それから美容、美容等の関係あるいはスポーツクラブ等にも一部

○政府委員(勝村坦郎君) 確かにそういう場合も
かなりあらうかと思います。
それで、物価ダイヤルに便乗値上げに関する苦
情が来ていると申し上げましたが、逆に例えばあ
る飲食店の方から、うちは全く値上げをしていな
いのに何からうちの業界がみんな値上げしているよ
うに書かれるのはけしからぬというような逆の批

○政府委員(勝村坦郎君) お答えいたします。
消費税の導入並びに物品税の廢止等に伴います
消費者物価への影響は、これは元年度、初年度で
ございますが、一・二%程度の上昇であろうとし
うふうに見ております。

ことは御案内のとおりでございます。それから、これからの方のベースアップがあるとするとその賃金コストがどうなるか。これが恐らく物価にどういうふうに影響してくるか、こういう要因がありきりないので、表面的に来年どれぐらいの物価になるかまだ予測しないし、我々安定させたいと思っておりますけれども、そういうことでいはずれは要因分析が行われるだらうと思つております。

判も確かでない。まあ、

いは高級品、そういうものを購入している人はい

第五部 大蔵委員会会議録第六号 平成元年四月五日 【參議院】

それにしても便乗値上げは困ったものでございまして、今経企庁がやつておりますように、主務官庁に連絡して行政指導ができるだけ直していく、少なくともだからのようにしていく、これは大事なことであらうと思っております。

それからもう一つ、今のお話、直接関係あります、こういうことでございますが、あれは免税者でござりますから消費税とは関係ございません。要するに、三%というものが免除されてしまいます、仕入れにはやはりかかるわけでござります。マージンが平均二割といたしますれば、三%に対して二・四%というのは大体コストアップがあるわけですね。ですから、実際はその売り値に対しても三%仮に上げたとすれば、それは〇・六%上げ過ぎだと、こういうことになるだらう。それを便乗値上げと言うのか言わぬのかというところで、便乗値上げとは言いませんといふれば以上です。

○中野明君 そういうことをここで御説明されますけれども、一般の消費者はとにかく納得するのに時間がかかりますよ。そして、それまでに騒ぎが起つてくる。簡易課税はもろん当然そうですね。今の物価の問題にしても一・二%でばつたと数字だけで示されたら、これは生活保護世帯とか年金世帯はもう一遍に反発をするわけですね。ですから、その辺をもう少しきめ細かい宣伝というのを指導というのか、それがなされないと、実際はもう生活費はほとんど三%上がりますから、その上便乗値上げがあつたりしてくると、もう四%、五%という感じを受けるわけです。その点を何とか国民の皆さんに納得してもらうような努力をせられないと大変な問題が起つてくるということを申し上げておきます。

それからもう一つは、地方の問題で自治大臣に

お尋ねをするわけですが、この四十七都道府県のうちで二十四都道府県が、公共料金のすべてあるいは生活、産業に密着した料金の一部について四月一日実施を見送ることが明らかになつてゐるのですけれども、政令指定都市では全面的に転嫁するのは広島市だけということになつております。この公共料金の消費税転嫁見送りということにつけ、自治省としてはどういうお考えを持つておられるのか、これをお聞きしたいです。

○國務大臣(坂野重信君) 結果的に今おっしゃったようなことで、私ども一部でも転嫁していたんだいたところは転嫁したということで、それでいろいろな面で各自治体が苦労しながら何とか自治省の指導に従つて四月一日から転嫁しようということで努力していただきたことは間違いございませんが、いろんな県内事情等もございまして難しい面もあつたと思います。

そういう中で、一部の公共団体においては四月に間に合わなかつたということでおざいます。そこで、あとこれは主として条例改正が必要でございますから、条例改正するには全会派の協力が必要でなければなりません。あと恐らく六月ないし九月が地方議会になると思ひます。それまでにできるだけ私どもは私どもなりに地方の難しさがどういう点で苦労があつたかということをできるだけ丁寧にお聞きして、そしてできれば次の六月なり九月の時点において、転嫁の間に合わなかつたところは転嫁をしていただくよう指導してまいりたいと思ひます。

そういたしませんと、御案内のとおりに一般会計の方は、仕入れと売り上げとんとんという解釈で、法律的に言っても都道府県は税務署に納めなくていいことになつておりますが、いわゆる公共企業体については、これはどうしても三%の消費税分を転嫁しようとしたまゝにかかわらず、納付税ででも面倒見てやらないと転嫁できないのじゃないか、こういうことを私は心配するわけですけれども、その辺はどうなんでしょう、お考えになる余地はあるのかないのか。

○國務大臣(坂野重信君) これは逆の話でして、大臣が今言われたように、どうしてもそうせにやいかぬのやつたら、その財政力の弱いところは交渉するわけです。あるいは転嫁しなくてもできるわけです。あるいは転嫁したくてもできない、住民の反対が強いということになると、この消費税がいかに悪いかということを証明しているということにもなるわけでして、その点もし自治体が市営住宅、同じ条件なのに家賃が片方は転嫁されて上がる、片方は見送られて上がらない。この不公平、これをどうするのかという問題も出てくるわけです。あるいは転嫁したくてもできない、もちろん党内でもそうでござりますが、あちこちのところには、そういう転嫁をしなかなかつたところについては制裁を加えるべきだという

にあるわけでございますから、済んだことはほしょうがありませんから、残つたところはできるだけ協力していただくよう私ども今後指導してまいりたいと思っています。もちろん転嫁しなかつたところはそれだけの財政負担がかかつてくるわけでございます。これはしかし自分でやりになつたのですから、財政負担の分でも自治省が交付税で面倒を見るというわけにいきませんから、それはそれでとにかく各自治体の範囲内で措置していただきなきゃならぬというぐあいに考えております。

○中野明君 転嫁できるところと、大体転嫁するのと、それから見送つても財政的に余裕のあるところはいいですね。結局自治体の多くは住民の反対、議会の反対というですから、この消費税がどれほど欠陥であり悪税であるかといふ一つの証拠だと思うのです。これをとにかくもう上から幾ら指導してもらつとやそつとでは解決できません。あと恐らく六月ないし九月が地方議会になると思ひます。それまでにできるだけ私どもは私どもなりに地方の難しさがどういう点で苦労があつたかということをできるだけ丁寧にお聞きして、そしてできれば次の六月なり九月の時点において、転嫁の間に合わなかつたところは転嫁をしていただくよう指導してまいりたいと思ひます。

そういたしませんと、御案内のとおりに一般会計の方は、仕入れと売り上げとんとんという解釈で、法律的に言っても都道府県は税務署に納めなくていいことになつておりますが、いわゆる公共企業体については、これはどうしても三%の消費税分を転嫁しようとしたまゝにかかわらず、納付税ででも面倒見てやらないと転嫁できないのじゃないか、こういうことを私は心配するわけですけれども、その辺はどうなんでしょう、お考えになる余地はあるのかないのか。

○國務大臣(坂野重信君) これは逆の話でして、大臣が今言われたように、どうしてもそうせにやいかぬのやつたら、その財政力の弱いところは交渉するのじやないかということを実は期待しておるわけであります。

○中野明君 それはちょっと楽観的だと思ひますけれども、要するに、この消費税が導入されたことによつて地方自治体の格差が、全部国の決めたとおりに実施したとしたら、また格差が広がるというおそれがあるわけです。その点を心配して私は言つてゐるわけでして、これをこのままでじつとほつといたら大変なことにならへんかという心配をしているわけです。その点、一応申し上げ

ておきます。

それじゃ、ちょっと時間をとり過ぎましたが、補助金の問題について入ります。

自治大臣と大蔵大臣、きょうは自治省の方を主体にしてやります。厚生省と文部省の方は同僚議員に譲ります。

まず自治大臣に、国庫補助負担率の決着に至るまでいろいろの曲折はあったと思ひますけれども、今回の結果について自治大臣としてどういう感想をお持ちになつておられるか、ちょっとお伺いします。

○國務大臣(坂野重信君) 私は、でき得れば原則として補助率の復元というものを全面的にやりたかったわけでございますが、公共事業の方は、御案内のとおりにいろいろ事業量の問題等がございまして、事業量をそのまま維持して補助率をもとに返すということになつてしまりますと、それだけの余分な国費というものが必要でございますし、そうかといって、事業量を減らすということは今の天下の情勢からいって、内需拡大の必要な時期にこれもできません。そういうことで、一般会計の方にいわゆる事務的な経費についてはできるだけ戻したかったのが、これは本心でございません。

しかし、考えてみますと、国の財政というのもせんし、むしろ地方のことを考えてまいりますと、地方に対する安定財源、一般財源というものを含めて、補助率問題と組み合わせながら総合的な立場でどう考えるかということに思いをいたしましたが、大蔵大臣とも再三再四折衝をさせていただいて、そして御案内のような結果に落ちついたわけでございます。

補助率の面からいいますと不十分じゃないかといふようなおしかりも確かにありますかと思います。その間に地方公共団体とも十分連絡をとりながら、地方の一般財源というものをできるだけ安定化するという立場に立つて決着をつけたいという大方の了承を一〇〇%いかないにしても、そうい

う中で決着をつけたような次第でござります。し

たがつて、決してこれは一〇〇%だと思つております。先ほどからも御指摘があつたとおりでござりますけれども、まあまあこの辺のところでやむを得ぬじやないかということで、地方公共団体の皆さんも大方の御了解をいただけるのじやないかということで決着したような次第でございま

す。○中野明君 それでもう一つは、地方に権限を移譲しるという話で、昨年の五月でしたか、地方制度調査会が答申をしておるのですけれども、これが一向に進んでない。ここではまた新行革審ですが、それへ総理が諮問する。そういうことになつておるのですけれども、これはどうして進まないのでしょう。その進まない理由というのは、前から何回も何回も答申して、そしてもうぎりぎり統合の総理ももつともな話だということで、これは一

つ一つ実行していくにやいかぬというふうにおっしゃっているのですけれども、それが一向に進まないというのはどこに隘路があるのですか。

○政府委員(紀内隆宏君) 今先生お話しのように、私ども、国と地方の役割分担につきましては、かねてから住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な団体に行わせる、こういう方針で臨んでおりました。それで、実は一般的な考え方としまして、そういう身近な団体は身近なところで行わせるというレベルではおおむね各省庁さんの御理解も得ているわけでござりますけれども、さて具体的な個々の事務に即してその権限配分の議論が始まりますと、何分各省庁のお立場からしますと、やはり自分の所管する行政についてわざ非常に潔癖だと申し上げましようか、隅々まで自分の目が届いて行政目的が完遂されるということに非常に関心がない、投資的経費についても、地方負担の増加が補助率のカットとともにに行われてきたわけですけれども、補助負担率の高い事業から低い事業へシフトをされて、結果的には地方負担の増加をもたらしたものであります。たとえば地方財政計画で直轄事業費の内訳を見ますと、五十九年度では一兆八千五百三十九億円、国庫負担が六八・二%、地方負担が二六・九%、固体負担がそのほかに四・九%であったのですけれども、年々地方の割合が高まって元年度の同事業費を見ると、全体が二兆七千

から、あるいは取捨選択といいましょうか、ウエートの置き方が違うというようなことがござい

ます。その辺に対する懸念もありのようでございまして、なかなか進まない。

そこで、私どもいたしますれば、そういうリスクを解消するためにはやはり地方に任せですよろしい権限といいましょうか、そういうものにつきましては、定着している仕事などについては今さ

ら国が権限をお持ちにならなくても、あるいは省令の補助というふうなものをお持ちにならなくて安心してお任せいただけるよということを粘り強く説得をして御協力を求めていく、こういうことをどううかというふうに考えております。

○中野明君 この補助金の問題とそれとは並行していかなければ意味がないと思うのですね。それが先だと思うのです。補助金よりもそれの方が先だと思うのですけれども、いつも補助金が先に決まって、それで補助金の率が決まって、後からわあわあ言っているという感じ、これは一向に進めますね。そういう意味で、補助金の何も関係のないふるさと創生ですか、これのお金も一億円ですか、それも出たのじやないかと私は想像はするのですけれども、なかなか権限が移譲されないので率だけばんほん下げられたらかなわぬというのが地方の実情です。それはぜひ早急に実施をもらおうような話し合いをしてもらいたい、こう思います。

それで、時間がありませんので、二、三点だけ聞いておきます。

投資的経費についても、地方負担の増加が補助率のカットとともにに行われてきたわけですけれども、補助負担率の高い事業から低い事業へシフトをされて、結果的には地方負担の増加をもたらしましたのであります。たとえば地方財政計画で直轄事

業費の内訳を見ますと、五十九年度では一兆八千五百三十九億円、国庫負担が六八・二%、地方負担が二六・九%、固体負担がそのほかに四・九%であったのですけれども、年々地方の割合が高まっています。従来は直轄、補助ともに六十一年度

四百十二億円で国庫負担額は六〇・五%、地方負

担額は三六%、団体負担が三・六%となつてゐるのですが、国のシェアが七・七ポイント低下して地方が九・一ポイント上昇したことになつておる

わけです。このような事業の移動による地方負担増についてはどのようにお考えになつておるのか、それを。

○政府委員(紀内隆宏君) お示しになりました数字につきましては、一番大きな影響があるのは何と申しましても国庫補助負担率の引き下げ、具体的には直轄事業の場合でござりますから、国の持ち分が引き下げられた、地方の持ち分が上がった、これによるものであらうかと思います。

なお、それだけでは説明できない要因もあるようございまして、その分は、これもお示しになりましたように、国の持ち分が高い方から低い方へと事業がシフトしたというような要因があらうかと思いますけれども、これはちょっと検証しておりません。

それで、直轄事業につきましては、今回の補助負担率の見直しに当たりましては依然として事業量確保の要請があるということございまして、また何分事業が広範にわたるということから、総合的な見地から検討する必要があるといふことで、なお二年間の暫定措置を講じるということにしておるわけでござります。なお、その場合におきましても、昭和六十二年度の引き下げ分につきましては、これはその昭和六十一年度における引き下げとはややニユアンスを異にしておりまして、かなり緊急避難的な色彩が強かつたといふことで、これらは平成三年度から復元することとしております。

また、直轄事業の暫定措置につきましては、昔の負担率との差がございます。その影響額につきましては臨時財政特例債という地方債によつて措置することにしておりますけれども、その元利償還の扱いにつきまして今回やや取り扱いを異にしております。従来は直轄、補助ともに六十一年度

特例債でカバーをした後にその元利償還のペースで国から半分を持つという考え方。それで、二年度の補助率カットにつきましては、よりいわば罪が深いといいましょうか緊急避難的な色彩が強かつたために、これについては元利償還のときも今度は九割国が負担をする、九割という意味は交付団体全部という意味になりますけれども、それを今回見直しをいたしまして、直轄事業については国の責任が重いではないか、こういうことで六十一年度の引き下げに起因するものにつきましては、そういう仕組みに改めておるところでございます。

ものが半分でございます。したがつて、今回、その暫定加算分の半分を、つまり初めて二分の一確定措置二分の一暫定加算ということになつておりますが、その暫定加算について二分の一を手当いたしますと、總体として四分の三の手当率にないたしますと、總体として四分の三の手当率にないるということにござらえてこのような決着を見たるものでござります。したがつて、これによつてけりはつけたもの、こうお考えいただければよろしいかと思います。

○中野明君 それじや最後に、公共事業の長期計画について進捗率が大変高くなつてゐるのですけれども、平成二年度に期限が切れる空港・下水道・港湾などの五ヵ年計画は、四年目で進捗率が八〇%と超しております。最劣年度では投資予定

から平成二年度までという五ヵ年が計画期間でございます。調整費千二百億円を含めまして総事業費は一兆九千二百億円ということでおざいます。が、調整費を除きます五ヵ年間の事業計画額一兆八千億に対しまして、六十三年度末までの実績見込み額は一兆一千四百四十八億円、進捗率にしますと六三・六%でございます。これに平成元年度の政府予算案を含めますと一兆五千八百四十九億円ということで、進捗率が八八%ということになります。

それで、先生御指摘のようにかなり高い進捗状況でございますが、この進捗率が非常に高いのは、一つには、国の完全な直轄事業であります羽田空港の東京国際空港、これらの中長期開拓といったよ

○中野鉄造君 それで私は、具体的な補助金の質疑に入ります前に、午前中の同僚議員の質疑の中で大蔵大臣の御答弁にいささか異論を持つわけですが、その件について初めてお尋ねいたします。

○中野鉄造君 以上で終わります。

○中野鉄造君 本題でござりますが、それでは私は、百六十兆円ある、あるいは隠れ借金が二十六兆。だから非常に日本は財政危機だ、こういうような御答弁がありましたけれども、私はこれにはいささか異論を持つてゐるわけでございました。

の国庫補助負担率の暫定期間終了後に調整するものとされていた金額八十四百四十億円は、四千二百二十億円、ちょうど半分を平成四年度から地方交付税に加算するものとしているのですが、この残りの二分の一、半分ですから同じく四千二百二十億円は、結局これは値切られたのかどうかということが気になります。過去の覚書を見ますと、減額の可能性については書いてなかつたと思うのですが、この残りについても今後要求すべきと考

○政府委員(真嶋一男君) お答えいたします。
建設省の下水道について御説明を申し上げます
額をオーバーする見込みとも伝えられておるので
すが、状況について説明をしてもらいたいので
す。この事業の達成見込みが立つのであれば、今
後何も暫定の補助負担率を継続してまで事業量を
増加させる必要がないのではないかという疑問が
起ころのですが、その辺もあわせてお願ひしま
す。

な事業の進捗が順調にいつていることが大きな原因でございまして、いずれにしましても旺盛な航空需要といふものがござりますので、そういう国内航空ネットワークの拡充、充実といふことについての国民の要請というのが非常に強いわけござりますので、当面現行の補助率を維持しながらも、全体として空港整備をこれからも推進していくことは必要であろうというふうに考えておるわけでございます。

我が国の経済の特性といたしまして、非常に活力がある。そして、好不況の波が激しい、こういうことが我が国の経済の特性ではなからうかと思うのですが、そういうことからして国債の発行がふえて、そして今現在、残高が非常に大きくなっている。これは当然だと思うのです、ある意味では。将来に向けて国債残高を漸減させていくことは否定をいたしませんけれども、もし現在急に国債の残高を減らすということになつたら、むしろ

えますが、どうでしょうか。
○政府委員(紀内隆宏君) このいわゆる暫定加算につきましては、この三年間の措置が暫定措置であるということにかんがみまして、暫定的に平成三年度以降に精算すべき地方交付税交付金の額に加算されるものとし、その取り扱いについては暫定期間終了後両省間で調整するというのが覚書の内容でございまして。

が、たゞ第六次の下水道整備五六年計画をやらせていただいております。昭和六十一年度を初年度といたしまして計画額九兆九千八百億、調整費がそのほか一兆三千一百億ございるので、総計十二兆一千億をもって閣議決定をして、いたいでおるところでございますが、平成元年度にはこの数字、達成率が八八・〇%になります。しかしながら、下水道整備につての強い要求、若外因

○政府委員(奥山文雄君) お答えいたします。
第七次港湾整備五カ年計画は、ただいま先生お
っしゃいましたように、六十一年度からの五カ年
計画でございまして、全体で四兆四千億円という
ことでございますが、このうち港湾整備事業費は
二兆五千五百億となっておりまして、これに対し
ます平成元年度政府予算案を含めての進捗率は八
五・五%と、うることでござります。

今回、暫定期間が終了するということに伴いまして、この扱いにつきまして両省間で調整をした結果、今回恒久化を行いました国庫補助負担関係につきましては、その恒久化された負担増に係る財源措置が全体として約四分の三ということございました。経常経費、今回恒久化したものにつきましては、かつて確定措置によつて補うものが半分、それからこの暫定加算によつて補うとした

○政府委員(林淳司君) 空港整備についてでござりますが、空港整備五ヵ年計画は昭和六十一年度充當していくこととして、今後とも引き続き事業費の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

港湾は、御案内のとおり、新しい輸送の近代化あるいは地域のさまざまな港湾に対しますニーズにこたえるために緊急の整備を進めておつたわけでもございまして、その結果といたしまして、今申し上げましたような高い進捗率になつてゐるわけでござります。二兆五千五百億のはかに調整費がございまして、この調整費を取り崩すことによりましてこの五ヵ年計画に対しますさまざまなニ

ズにこたえてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ズにこたえてまいりたいというふうに考えているところでございます。

く見ていたいと思います。したがって、日本のこれだけの現在の国債残高だけをもつて余りに財政危機

だ、財政危機だと誇張するのはいかがなものか。

こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(村山達雄君) 今委員のおっしゃった点はよくわかります。私が言っているのはそうでなくして、方法論をどうするかというのにはこれから問題でございます。ただ、今の日本の財政が非常に諸外国に見ないほど財政再建、財政の資金の効率的な運用を、使い方を求めておる、こういう認識はほとんど予算委員会を通じましても、また、衆議院の大蔵委員会におきましても同じことでございます。

ただ、きょう財政審にお願いしたわけでござりますが、どういう目標で、どういう手立てでいくのかというやり方はいろいろあると思います。おっしゃるような問題も一つあることは事実でございます。

○中野鉄造君 財政が依然として今おっしゃったように百六十兆円の国債残高を抱え、かつ十一兆円の、私はあえて二十六兆とは申しません、十一兆円と申します。十一兆円の隠れ借金の返済がこれは必要である。したがって、財政体質の改善を進めていくことはよく理解できるわけだけれども、しかし、財政体質の改善は一朝一夕にはできないのです。また、これは長期的に進めていくべきものである、このように思いますが、この点については大臣、お認めになりますか。

○國務大臣(村山達雄君) 一朝一夕には多分にやつていくことが必要であらうという見通しにつきましては同様でございます。

○中野鉄造君 したがって、午前中の大臣の御答弁にもありましたよな五十年後半の財政危機に緊急避難的に講じられた補助金カット、これを

現在のように財政体質改善があるいは赤字公債発行ゼロにかかる新たな財政目標を立てているときには、従来と同様な補助金カットを継続していくことに対する、私はいさか異論がある

わけなのですが、改めてお尋ねいたします。

○國務大臣(村山達雄君) 今國の財政を申し上げましたが、地方の財政も大なり小なり運動しておられますから、やはり苦しいということは承知しております。相対的にどちらが苦しいかということは承知してあります。まだ別にいたしまして、概してどちらも苦しいのだ。そうして、恐らく中長期的な財政再建の目標というものをお互いに立てていかなくちゃならないであろうということはよくわかるわけでござります。

そういう中で今度改定補助率をお願いいたしておりますわけでございますが、行革審がまたもつと広い角度からこの問題を検討しようと言つておりますが、今後はその辺のこととも見ながら対処してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中野鉄造君 よく先立つものは金だとか、あるいはいそでは振れぬということわざでございますけれども、とかく初めに財政ありきといふこの行政の施策が打ち出されてくるわけでございまして、その結果として常に最も切実な影響を受けるのは社会的弱者であるということには変わりないわけでございまして、今回の場合でも、補助金のカットによって最も大きな影響を受けたのは国民の関心と期待の高い社会保障の分野でありますて、先ほどからも言われておりますように生活保護については八割から四分の三に、それからまた措置費等については八割から半分に引き下げられました。今回のこの法案によってこういうことが固定化されようとしておりますけれども、そうすると今後仮に財政事情が悪化しても、あるいは今よりも好転してもこの率には変わりない、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(篠沢恭助君) 補助率問題の経緯につきましては、先生御指摘のとおりまず財政事情の問題がございましたことはそのとおりでございま

すが、他方、補助金問題につきまして各方面からいろいろな御意見もございます。そして、昭和六十一年度補助金問題検討会で、補助事業をめぐらしくことなどに対しても、私はいさか異論がある

ついて基本的な検討が行われた。さらに今回の過

程で、各省府間の検討会でさらに議論をしたといったような問題がございます。したがいまして、補助率問題は財政問題だけでございますから、財政事情という問題にかなり密接に絡む問題ではございませんが、また財政事情だけでどうこうというような種類のものでもないと基本的に思われるわ

けでございます。

したがいまして、将来の問題として国、地方の財政事情がどうである場合に補助率というものをどうするかということについては、ただいまにわかに確定的なことも申し上げられないわけでございますが、仕事を適切に進めていく観点に立つて常に適切な補助率のもとでこれを執行していただ

くということに意を用いなければいかぬと思います。

さしあたりは、暫定措置とされております公共事業等の問題についての各省府間の検討会、二年間の暫定期間をお与えいただきたいと思うわけですが、その辺についても適切に検討を総合的に進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○中野鉄造君 そうすると、重ねて聞きますけれども、決して固定化ということではない、こうしたことでしょう。

○政府委員(篠沢恭助君) 暫定補助率を続けるものは別といたしまして、経常経費の主なものについて今回恒久化をお願いしておるわけでございまして、これについてはまさに恒久化という言葉で理解をしているところでございます。

○中野鉄造君 財政がどのように好転してもそういふことなんでしょうか。

○政府委員(篠沢恭助君) ただいま申しましたように、補助率問題の経緯、もともと財政事情の問題が非常に大きな背景にあつたわけでございます

て、これはたゞご税を交付税の対象とするといつたようなこともあります。恒久財源措置とともに補助率の恒久化を図り、国、地方の財政関係の安定化に資する、こういう趣旨でとにかく決定をしておりますので、その趣旨で今後進めていきたいと思っております。

どのような状況に立ち至つても、未来永劫こういう補助率はどうにも変わらないのかどうかといふことについては、にわかにお答えをする特に用意もございませんが、国、地方の財政関係の安定化に資するということとして恒久補助率の措置をとつたということを御理解いただきたいと思います。

したがいまして、将来的問題として国、地方の財政事情がどうである場合に補助率というものをどうするかということについては、ただいまにわかに確定的なことも申し上げられないわけでござりますが、仕事を適切に進めていく観点に立つて常に適切な補助率のもとでこれを執行していただ

くということに意を用いなければいかぬと思います。

さしあたりは、暫定措置とされております公共事業等の問題についての各省府間の検討会、二年間の暫定期間をお与えいただきたいと思うわけですが、その辺についても適切に検討を総合的に進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○中野鉄造君 そうすると、重ねて聞きますけれども、決して固定化ということではない、こうしたことでしょう。

○政府委員(篠沢恭助君) 暫定補助率を続けるものは別といたしまして、経常経費の主のものについて今回恒久化をお願いしておるわけでございまして、これについてはまさに恒久化という言葉で理解をしているところでございます。

○中野鉄造君 財政がどのように好転してもそういふことなんでしょうか。

○政府委員(篠沢恭助君) ただいま申しましたように、補助率問題の経緯、もともと財政事情の問題が非常に大きな背景にあつたわけでございます

が、それを契機といたしまして諸般の検討が長い期間の間に行われてきているということを踏まえ

て恒久化をしておるわけでございます。

いずれにしても、固定化という言葉ではなく

て、これはたゞご税を交付税の対象とするといつたようなこともあります。恒久財源措置とともに補助率の恒久化を図り、国、地方の財政関係の安定化に資する、こういう趣旨でとにかく決定をしておりますので、その趣旨で今後進めていきたいと思っております。

どのような状況に立ち至つても、未来永劫こういう補助率はどうにも変わらないのかどうかといふことについては、にわかにお答えをする特に用意もございませんが、国、地方の財政関係の安定化に資するということとして恒久補助率の措置をとつたということを御理解いただきたいと思いま

す。

したがいまして、将来的問題として国、地方の

財政事情がどうである場合に補助率というものをどうするかということについては、ただいまにわかに確定的なことも申し上げられないわけでござ

りますが、仕事を適切に進めていく観点に立つて常に適切な補助率のもとでこれを執行していただ

く見ていたいと思います。したがって、日本のこれだけの現在の国債残高だけをもつて余りに財政危機

だ、財政危機だと誇張るのはいかがなものか。

こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(村山達雄君) 今委員のおっしゃった点はよくわかります。私が言っているのはそうでなくして、方法論をどうするかというのにはこれから問題でございます。ただ、今の日本の財政が非

常に諸外国に見ないほど財政再建、財政の資金の効率的な運用を、使い方を求めておる、こういう

認識はほとんど予算委員会を通じましても、ま

た、衆議院の大蔵委員会におきましても同じことでございます。

ただ、きょう財政審にお願いしたわけでござ

りますが、どういう目標で、どういう手立てでいく

のかというやり方はいろいろあると思います。お

っしゃるような問題も一つあることは事実でござ

ります。

ただ、衆議院の大蔵委員会におきましても同じ

ことでございます。

ただ、衆議院の大蔵委員会におきましても同じ

ことでございます。

ただ、衆議院の大蔵委員会におきましても同じ

ことでございます。

ただ、衆議院の大蔵委員会におきましても同じ

ことでございます。

とられることになつたその理由についてお尋ねを
いたした、と思ひます。

○政府委員(篠沢恭助君) 政府は平成二年度までに特例公債依存資本から脱却をするという目標の達成に向けて、歳出抑制に最大限の努力を傾けておるところでござります。

この過程で関係省庁の御協力も得まして、いわゆる歳出の繰り延べとして御指摘いたくような措置も講ぜざるを得なかつたわけでござります。なお、平成元年度の予算編成におきまして、一般歳出につきましてぎりぎりの抑制努力を行つたところでございますが、消費税の影響額の適切な計上等々相当な歳出の増加要因もございまして、特例公債の縮減を行うためさしあたりの事業運営に支障を来さないということにつきまして厚生省の御同意を得まして、結果的に厚生年金の繰り入れの特例を行わざるを得なかつたところでございま

他方、六十三年度補正では、先ほど申しましたように一時的な財政事情の余裕ということで、もともと法律上繰り戻しの義務がございますので、まさにおっしゃいましたように行革特例法時代の四年間、つまり昭和五十七年度から六十年度まで分でござりますが、これについて繰り戻しをいたしまして、特例公債の減額とあわせて財政体質の改善を図ることにしたわけござります。それぞれの措置がちょうど逆のいわば方向を向いておるという御批判もあるらうかと思いますが、それぞれその段階での財政状況のもとで、全体としての財政体質の改善を図ることにしたわけござります。

○中野鉄造君 非常に苦しいやりくりというか、今おっしゃったようなことは理解できます。しかし、こういうやり方は決して好ましいものではないと私は思うのですね。この点は大臣もお認めのことだと思いますけれども、こうした措置は来年度からは廃止すべきじゃないのかと思うのです。
ここで即答していただくことが困難であるなら、せめて来年度以降においては極力こういうこと

については消極的な方向で考へるというような

○国務大臣(村山達雄君) 今おつしやつてあることとくらしに終りますか、
とが六十三年度の補正予算の繰り戻し、それから
平成元年度のまた相変わらずの繰り延べといふこと
とでござりますと、来年は恐らくこんな問題が出て

ないのじゃないだろうか。それから、この問題は国が単年度予算主義をとっているのとある程度関係があるのじゃないかと私は思っているのですけれども。しかも、財政も長期的に続くものですし、厚生年金の方も長期的な問題である。しかし予算是単年度主義をとつておる、そういうたところにも少し原因があつて、やはり長期的な問題をやろうとする、それでまた同じ問題が出てきたということになると、こういう方向じゃないかなと。しかし、こんな問題が来年出てくるようなことであれば、委員の方には申しわけないのでですが、本当にうれしい話ですけれども、恐らく出

てこないであらう、こう思つております。
それから、先ほど政府委員が言ひましたよう
に、今後の厚生年金に対する繰り戻しについて、
両省の緊密な連絡の上で、できるだけ早い期間で
計画的にやつていく、こういうことでやつていき
たいと思つております。

して厚生年金等の年金積立金の自主運用枠の拡大についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、六十二年度以降認められている年金積立金、六十三年度末で六十五兆五千億円ですが、この一部の自主運用については元年度では一兆五千三百億円が認められておるわけですが、財源基盤強化事業の六十二年度の実績から見れば、これはもう資金運用部の預託金利より平均で一・五九%ぐらいたる収益が上がっているわけですから、仮に積立金の全部について自主有利運用が認められるとするならば、これはもういながらにして一兆円程度の収益増となることが予想されるわけですから、いろいろ仄聞するところによりますと、厚生省は元年度予算要求の段階で新規運用枠額の三分の

一とする、いわゆる三兆八千億円とする、そういう

○政府委員(足立和基君) 年金算業につきまし
う要求に対し、これを半分以下の額に切り込んだ
ようでありますけれども、なぜこのような結果にな
なつてしまつたのか、大蔵大臣にまずお尋ねいた
いと思うのです。

て、その財政基盤の強化を図る必要性があるということは先生も御指摘のとおりでございます。私もどもも十分認識をしておるつもりでございまが、一方、御承知のとおり年金の積立金というのは、私ども所管をいたしております財政投融資、これは社会資本整備であるとか経済協力であるとか、申すまでもなく中小企業対策等々の国民のニーズにこたえてのいろいろな施策を、役割を果たしておるものでございますが、これの一つの大いな主要な原資になつておるというような事情もござります。その両方のニーズというものを勘案しながら、先生御指摘のとおり元年度予算におき

ましでは一兆五千三百億円という財源強化事業の原資ということで認める形にいたしてございまして、予算に今お願いをしておるわけでござりますが、これは前年度に比べますと二〇・五%というような大幅な増加になつておるところでございます。

強化の必要性あるいは全体の財政投融资のニーズ、あるいは他の資金運用事業とのバランス、こういったようなものを総合勘案しつつ、厚生省とも十分話し合いをしながら今後ともこの運用額の増加につきましては意を用いてまいりたいと考えてございます。

なお、念のためにございますが、この年金財源強化事業のほかに資金融保事業というようなことも八千五百億円、単年度予算では計上いたしておることを敷衍させていただきます。

○中野鉄造君 厚生大臣いかがですか。

○政府委員(水田努君) 公的年金は、御案内のとおり世代間の扶養の形を強めてまいるわけでござりますので、私ども公的年金制度と准拠していくことを教示させていただきます。

ためにはやはり一定の経済成長率を確保していく

必要があるうかと考えております。その意味におきましては、年金の積立金が財投の面で寄与する、この側面を否定するわけにもいかない。しかし一方、現在、年金の積立金は給付費の六年分程度と持つておらず、本質においては、よりそ

度を打つてやるとして販売としているから、なかなか利潤を生じますところの利差というのは大きな役割を占めておりますので、先生御指摘の自主有利運用事業もやっていかなきゃならぬ。それから、加入者の方は四十年間くらい給付を受けられないわけでございますので、その間、福祉の事業も、それから住宅融資等の事業もやらなきゃならぬ。大体この三つをバランスをとりながら、私ども大蔵省とよく御相談しながら先生御指摘の自主有利運用事業を着実に伸ばしていく、こういうことで努力をいたしているわけでございます。

の種類のものを持っておりまして、この合計額は六十三年度補正で二千億追加されておりますので、平成元年度で新規に運用できる金額は二兆五千八百億になります。前年度の六十三年度の二兆一千二百億に比べますと二二%ということです。これまでの、六十一年度にこの事業をスタートしておりまして、累積額が六兆七千億ございまして、

平成元年度の当初の積立金の約一割に相当すると
いうところまできております。六十一年度三千億
でスタートしたものがあと既に二十二倍になつて
おりますので、私どもかなりの努力をいたしたつ
もりでありますが、今後この事業を委託しております
年金積立事業団の事業体制の整備等とも相ま
ちながらさらに今後とも努力を続けてまいりた
い、このように考えております。

があること、また財政全体の立場があるということをよく理解できるわけです。しかし、年金制度の将来を考えるならば、今有利運用こそが求められているときではないかと思うわけですね。そこで、一度とは申しませんけれども、せめて新規積立金と満期償還金の三分の一程度についてはまず来年度あたりから認めるべきじゃないか、そしてこうした枠を徐々に拡大して共済年金並みにするという検討が必要ではないのか、私はこう思うのですが、基本的方向についてひとつ大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(村山達雄君) 先ほど理財局長から答えたようなものもある目的的調整を図つていただけでござります。

なお、還元融資が別に行われているわけでございまして、実際申し上げますと新たな預託金が一定額であります。財源強化の問題それから資金確保それから還元融資、これ全部入れますと運用部で使っているのは余りない、こういう答事が指摘の点でございますので、今後検討さしていただきたいと思います。

○政府委員(水田努君) 今大臣お答えいたしましたとおりに私どもも受けとめておりまして、要求上は満期償還金プラス新規預託金をベースに要求をさしていただいておりますが、現実の問題とございまして、実際に真水として使えるのは新規預託金ということをございまして、私ども最近新たにいる、これは今申し上げました自主運用の事業なり還元融資の事業等で相当理財局と厳しい交渉をしながら実現をいたしているところでございますが、今後さらに、一〇〇%アップとはいえないかも知れませんが、できるだけ新規預託金は全部いたがるよくなつたりで頑張つてしまいたいと思います。よろしくお願ひします。

○中野鉄造君 次に、在宅老人福祉対策の充実についてお尋ねいたします。

この間からいろいろ在宅関係の補助率が三分の一から二分の一に引き上げられた。これは高齢化社会に対する国の意気込みを示されているところであるとして率直に私は評価したいと思いますが、老人の介護については最近しきりに在宅対策での対応ということが言われておりますが、これが地域や家庭への責任の転嫁であつてはならないと私は思うわけです。在宅対策を言うのであれば、核家族化の進行あるいは家庭の社会進出あるいは扶養意識の変化等によって家庭での介護能力が著しく低下している状況を正しく認識しなければいけないと思うのですけれども、何といつても在宅介護を支援する公的施策を大幅にこれは拡充するということがまず必要ではないかと思いませんが、この在宅施策の充実に対する基本的な大臣のお考えをひとつお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小泉純一郎君) 私も昨年国会対策の副委員長をやつておりまして、特に公明党の議員の方から在宅福祉に対し積極的に施策を充実させよという声をたびたび伺つてまいりました。特に熱心である。そういう点も自由民主党は考えなければならぬし、私自身厚生大臣に就任いたしましてからも、今までの経緯も踏まえてこの面にやつぱり今後とも各政党のいろいろな意見、いい意見を取り入れて実施していかなければならぬこということで、今年度、平成元年度予算におきましては画期的な在宅対策を打つたつもりでござります。これからも、特にお年寄り、できればうちにいて身近な家族の者あるいは知っている者に介護してもらいたいという希望もありますし、家族の中におきましても、うちで見たいのだけれどもどうしても見られない場合は公的な援助が欲しいという声も強いけれども、その辺の明確な計画策定といふものが打ち出されて当然でありますし、将来に禍根を残さない介護体制の確立を図るべきだと思つてますけれども、その辺の明確な計画策定といふものはござりますか。

○政府委員(多田宏君) 二〇〇〇年までの目標といたことで、先ほどちょっと申し上げましたようなビジョンで示した水準というものを目標にしてこれからどんどん進めていくこうということでございますが、その間の具体的に何年次にどれだけと申しますが、日本と全く比べものにならないけたで確かに存在するわけござります。

○政府委員(多田宏君) 家庭奉仕員の問題につきましては、ヨーロッパ諸国では大変、家庭奉仕員といいますか、ホームヘルパーの数が多うございまして、日本と全く比べものにならないけたで確かに存在するわけござります。

ただ、私ども実感いたしましても、ホームヘルパーの予算が足りないので普及が進まないといふことでも必ずしもない。家庭の中に他人が入ってくるということについてかなり日本では抵抗感がある、あるいは嫁さんが面倒を見ないでよその人に頼んでいるというふうなことを周りからとやかく言われるというのを嫌がるというような緊張感もある。いろんな問題がどうも絡んでおるような感じがいたしますし、それから同居世帯が非常に日本では多いというようなことも影響しておらずして、ヨーロッペの諸国ではほとんどが老夫婦が単身老人といったような状況でござりますの

ろこの間から言われておりますけれども、果たして具体的にどのレベルまで整備を考えていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○政府委員(多田宏君) 私ども長期的には福祉基礎調査によりますと、同居している主な介護者のうち女性が八二%あるいは介護者は体の疲れや不眠不休を訴えておる、こういう方々がたくさんおられるわけですけれども、例えば痴呆性老人についての調査をやつておる、こういった調査の結果、そういったようなものはござりますか。

○政府委員(多田宏君) 民生委員協議会で調べたものを私ども参考にさせていただいておりますが、大変いろいろな苦勞が多いということは言われております。

○中野鉄造君 我が国の在宅福祉とというのは、改めて申し上げるまでもございませんが、諸外国と比較した場合にもう大変な立ちおくれが目立つわけございまして、例えば人口当たりのヘルパーの数でも、ノルウェーは日本の五十二倍とか、あるいはスウェーデンは四十四倍、デンマークは二十四倍、こういったような数が挙げられている現状であります。政府が本気で在宅施策の充実を言うのであるならば、ひとつぜひとも二十一世紀の高齢化社会を見通した本格的な整備計画策定といふものが打ち出されて当然でありますし、将来に禍根を残さない介護体制の確立を図るべきだと思つてますけれども、その辺の明確な計画策定といふものはござりますか。

○政府委員(多田宏君) 家庭奉仕員の問題につきましては、ヨーロッパ諸国では大変、家庭奉仕員といいますか、ホームヘルパーの数が多うございまして、日本と全く比べものにならないけたで確かに存在するわけござります。

ただ、私ども実感いたしましても、ホームヘルパーの予算が足りないので普及が進まないといふことでも必ずしもない。家庭の中に他人が入ってくるということについてかなり日本では抵抗感がある、あるいは嫁さんが面倒を見ないでよその人に頼んでいるというふうなことを周りからとやかく言われるというのを嫌がるというような緊張感もある。いろんな問題がどうも絡んでおるよな感じがいたしますし、それから同居世帯が非常に日本では多いというようなことも影響しておらずして、ヨーロッペの諸国ではほとんどが老夫婦が単身老人といったような状況でござりますの

だらうと思つております。

しかしながら、今の水準で本当に十分かといふことであれば、私どももう少し、やっぱりどんどんやしていく方向で対応しなければいかぬだらうと思つております。先ほど申し上げましたように、当面五万人という目標を置いて拡大を図つてまいりたいというふうに思つてゐるわけでござります。

○中野鉄造君 そういう国は風習だとそりうものが違いますから、確かにそういう点はあるかと思うのです。ですから、例えばイギリスにおいては、重度障害で常時看病あるいは付き添いをする人には障害者付添手当あるいは付添手当受給者の介護をする人に障害者介護手当が無抛出で支給されているというようなことを聞いていますが、我が國においてもこういう点については検討されておりますか。

○政府委員(多田宏君) 私どもも介護手当という問題についていろいろ検討をしてみてはおりませんけれども、大変難しい問題が多々ございまして、そもそもどういう性格のものなのか、家族が本当に求めているのはやはり介護の苦痛みたいなものをどういうふうに手助けしてくれるかということであつて、お金の問題というのは真っ先にくる問題では必ずしもないとか、それから介護している介護者が日本の場合にはかなり複数であることが多いというような実態でございますとか、それから痴呆老人の認定といふのは一体どういうふうに考えていくべきかとか、大変問題の多い点がございまして、なかなか簡単に制度化ができるといふような状況ではないなというふうに今は感じております。

○中野鉄造君 最後に厚生大臣にお尋ねしますが、確かに今お答えがあつたようなそういう問題が介在することだと思いますし、それとやはりそういった老人の介護をするホームヘルパーするためにもどういうふうにやつた方がいいかと

か、いろいろな問題がたくさんあるわけですけれ

ども、それも早くやらないと、検討、検討ではもう一年、二年とどんどんたつていくわけですかんづやしていく方向で対応しなければいかぬだらうと思つております。厚生大臣、その辺の御決意のほどをお願いします。

○國務大臣(小泉純一郎君) 我が国の現状あるいは諸外国の事情いろいろ違うと思いますが、今委員指摘の実情等を十分見ながら、これからどうやつたら本当の充実策が打てるのだろうか、真剣に検討して、その対策等も着実に進めていきたいと思つております。

○中野鉄造君 終わります。

○委員長(梶原清君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、明日は午前十時に委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、信用金庫法の一部を改正する法律案

信用金庫法の一部を改正する法律案

信用金庫法の一部を改正する法律案

の一部を次のように改正する。(第五十三条第一項) 条」を「第五章 事業(第五十三条・第五十四条) 第二、第五章の二 全国連合会の債券の発行(第二

目次中 第五章 事業(第五十三条第一項) 第五十四条の二 第五十四条の十四」に改める。

は、出資の総額及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう)の額の合計額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

2 全国連合会は、前項の債券を発行しようとするときは、債券の発行に関する事項を定款で定めなければならない。

○國務大臣(小泉純一郎君) 我が国の現状あるいは諸外国の事情いろいろ違うと思いますが、今委員指摘の実情等を十分見ながら、これからどうやつたら本当の充実策が打てるのだろうか、真剣に検討して、その対策等も着実に進めていきたいと思つております。

○中野鉄造君 終わります。

○委員長(梶原清君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、明日は午前十時に委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、信用金庫法の一部を改正する法律案

信用金庫法の一部を改正する法律案

信用金庫法の一部を改正する法律案

の一部を次のように改正する。(第五十三条第一項) 条」を「第五章 事業(第五十三条・第五十四条) 第二、第五章の二 全国連合会の債券の発行(第二

目次中 第五章 事業(第五十三条第一項) 第五十四条の二 第五十四条の十四」に改める。

ればならない。

3 前二項の規定は、契約により全国連合会の発行する債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

(売出しの公告)

第五十四条の八 全国連合会は、売出しの方法により債券を発行しようとするときは、政令で定める事項を公表しなければならない。

(債券の記載事項)

第五十四条の九 全国連合会の発行する債券には、政令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(債券の原簿)

第五十四条の十 全国連合会の理事会は、主たる事務所に全国連合会の発行する債券の原簿を備えて置かなければならぬ。

(債券の原簿)

第五十四条の十一 全国連合会の理事会は、いつでも、理事に対し第一項の債券の原簿の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(債券の原簿)

第五十四条の十二 通貨及証券換取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、全国連合会の発行する債券の換取について適用する。

(通貨及証券換取締法の準用)

第五十四条の十三 この章の規定により、全国連合会の発行する債券は、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第十四条(地方債等への準用)の規定に基づき同法が準用される債券のみ

なす。

(政令への委任)

第五十四条の十四 この章に定めるもののはか、
全国連合会の発行する債券に関し必要な事項
は、政令で定める。

第五十五条号中「第二十四条第六項」を「第
五十四条の七第二項の規定又は第二十四条第六
項に、「議事録」を「債券の申込証、議事録」に改
め、同条第八号中「又は第三十七条」を「第三十
七条」に改め、「含む」の下に「又は第五十四条の
十」を加え、同条第十三号中「含む」の下に「、第
五十四条の四、第五十四条の八」を加え、同条中
第十九号を第二十二号とし、第十五号から第十八
号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の
三号を加える。

十五 第五十四条の二第一項の規定に違反して
債券を発行したとき。

十六 第五十四条の二第一項又は第三項の規定
に違反したとき。

十七 第五十四条の三第二項又は第五十四条の
九の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(郵便貯金法の一部改正)

第一条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十
四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第一項第五号中「又は商工組
合中央金庫」を「商工組合中央金庫又は全国を
地区とする信用金庫連合会」に改める。
(国有財産法の一部改正)

第三条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三
号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第六号中「設立された法人」を
「法人」に改める。
(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)
の一部を次のように改正する。
第十一条第一項第六号中「設立された法人又は」
を「法人の発行する債券及び」に改める。
第四十二条第一項第三号中「設立された法人」

を「法人」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第五条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第
一百号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第九号中「又は商工組合中央金
庫を」、商工組合中央金庫又は全国を地区とす
る信用金庫連合会」に改める。

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に
関する法律の一部改正)

第六条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運
用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)
の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「又は商工組合中央金
庫を」、商工組合中央金庫又は全国を地区とす
る信用金庫連合会」に改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第七条 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律
第八十三条)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「若しくは商工組合中央
金庫」を「商工組合中央金庫若しくは全国を地
区とする信用金庫連合会」に改める。

(予備審査のための付託は三月二十七日)

一、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時
特例等に関する法律案

(施行期日等)

(衆議院修正に係る条文のみを
掲載 小字及び一は修正)

国補助金等の整理及び合理化並びに臨時特
例等に関する法律案

附 則

¹ この法律は、平成元年四月一日から施行す
る。